

教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について
力合衆国政府との間の協定の締結について
承認を求めるの件

第一条

この協定に基づき委員会に提供される資金は、
委員会がこの協定の規定に従い次の経費を負担す
るために使用する。

(2) アメリカ合衆国において行われる日本国の
国民による又は日本國の国民のための修学、
研究、教授その他の教育活動及び日本國にお
いて行われるアメリカ合衆国の国民による又

教育活動を通じて日本国及びアメリカ合衆國の国民の間の相互理解を一層助長する計画の継続を図ること及びこれを発展させることを希望し、このような計画が、一千九百五十一年八月二十八日付けの両国政府間の交換公文及び一千九百五十九年一月十一日付けの両国政府間の交換公文（改正を含む。）に従つて実施されてきたことを考慮し、「」のような計画の実施により得られる相互の利益並びに両国間の協力関係を一層強化するためこのような計画の実施及びそのための資金調達につき更に協力しようとする両国政府の希望を考慮し

(c) 委員会は、この協定の規定に従うことを条件として、この協定の目的を達成するために必要なすべての権限を行使することができるものとし、この協定の目的のため特に次のことを行なうことができる。

(a) 教育交流計画及びこれに関連する教育事業計画を立案し、採択し及び実施すること。

(b) 日本国及びアメリカ合衆国の当局に対し、計画に参加する者が選定されるための適格要件であつてこの協定の目的の達成のために必要と認めるものを勧告すること。

(c) 計画に参加することを希望するアメリカ合

2 1
協定の目的の達成に資するものを実施し若しくはその実施について援助し又はその他の方法によりその実施を容易にすること。ただしこれは、いずれの政府からもこのような計画における委員会の役割につき異議が申し立てられないことを条件とする。このような計画及びこのような計画における委員会の役割は、第七条にいう年次報告又は特別報告に詳細に記述される。

第四条

委員会の事務所は、東京に置く。
委員会は、十人の委員で構成するものとし、そのうち、五人は日本國の國民とし、五人はアメリカ合衆國の國民とする。このほか、日本國

7 総額して在住することにはきだし、会員の報酬なしで任務を行う。ただし、委員会は、委員の委員会の会合への出席及び委員会が準備する他の公務の遂行に当たつて必要な経費を支払うことができる。

第六条

委員会及びその小委員会は、東京又は委員会が隨時決定する他の場所において会合することがありますと認める場合には、細則を探査し又は小委員会を設置する。

1 日米教育委員会(以下「委員会」という。)と称する委員会を設置する。委員会は、日本国の領域及びアメリカ合衆国の領域において、法人格を有する機関として認められる。委員会の経費は、両国政府が提出する資金によつて賄うものとし、また、寄附による資金がある場合にはその資金によつても賄う。

2 委員会及びその資産、収入その他の財産は、すべての直接税を免除される。ただし、委員会は、事实上公益事業の使用料に相当する税については、その免除を要求しない。

(d) 本國における配置のために提出すること並びに計画に参加することを希望する日本國の居住者につき日本國の當局が行う推薦について検討し、その承認するものを日本國の當局に対しその最終的承認及びアメリカ合衆國の當局に対しその最終的承認及びアメリカ合衆国においての配置のために提出すること。

(e) 計画の実施のために必要な資金の給付の約束並びに資金の支出及び前渡しを行うこと。
事務局長及び事務職員を雇用すること。

5 日本国の委員は、日本国政府が任命するもの

3 交使節団の長は、委員会の名前共同議長とする。

4 委員会は、一年の任期で議長を選出するものとし、日本国の委員及びアメリカ合衆国の委員が交互にその議長の職務を行う。

5 委員会の各委員は、一個の投票権を有する。委員会の決定は、投じられた票の過半数によつて議決で行う。委員会の投票が可否同数であるときは、議長が、決定のため二回目の票を投げる。

第七条

- 1 委員会は、その活動に關し、毎年両国政府に報告を行ふ。この年次報告は、両国政府が要する形式及び内容により作成する。特別報告生は、委員会の裁量により又はいすれか一方の政府の要請により作成することができる。
- 2 両国政府が共同して選定する会計検査専門室によつて作成される委員会の会計の定期的な検査報告は、両国政府に提出する。

(五) 委員会が必要であり又は望ましいと認める場合には、委員会の名において財産を取得し、保有し及び処分すること。ただし、いかなる不動産の取得及び処分も、両国政府の事前の承認を条件とする。

とし、また、同政府が罷免することができる。日本國の委員のうち一人は、日本國政府の代表者とする。アメリカ合衆國の委員は、在日本本國アメリカ合衆国外交使節団の長が任命するものとし、また、同使節団の長が罷免することがができる。日本國アメリカ合衆国外交使節団の職員とする。

2 両国政府は、委員会の年次予算案を検討し、かつ、協議した後に、共同してこれを承認するものとし、その年次予算のため、両国政府は、そのため各自の予算の範囲内で、五十対五十分の割合による分担原則に基づき委員会に対する資金の拠出の義務を負う。

3 委員会が行うすべての支出約束、債務負担及び支出は、委員会の年次予算に従うことを条件とする。

第九条

千九百五十八年一月十一日付けの両国政府間の交換公文に基づいて設置された在日合衆国教育委員会が所有する資金及び財産は、すべての残存する負債その他の金銭上の債務の清算のために必要なものを除くほか、この協定の効力発生の日に委員会に移転されてその財産となるものとし、この協定の目的のために使用される。

第十条

両国政府は、この協定に基づく計画の実施を容易にし、及びその計画の運用に当たつて生ずる問題を解決するため、あらゆる努力を払う。

第十一条

この協定は、それぞれの国によりその国内手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

1 いづれの政府も、他方の政府に対し、この協定を終了させる意思を文書によつて通告することができるものとし、その場合には、この協定は、その通告の日の属する年の翌年の末日の後三十日で終了する。

2 この協定の終了に当たつては、委員会の資金及び財産は、両国政府の間で委員会に対するそれぞの拠出の額の割合に応じて分割され、それぞの政府の財産となる。ただし、協定の終了の前に資金及び財産について譲された条件、

する。

2 両国政府は、委員会の年次予算案を検討し、かつ、協議した後に、共同してこれを承認するものとし、その年次予算のため、両国政府は、そのため各自の予算の範囲内で、五十対五十分の割合による分担原則に基づき委員会に対する

資金の拠出の義務を負う。

3 委員会が行うすべての支出約束、債務負担及び支出は、委員会の年次予算に従うことを条件とする。

千九百五十八年一月十一日付けの両国政府間の交換公文に基づいて設置された在日合衆国教育委員会が所有する資金及び財産は、すべての残存する負債その他の金銭上の債務の清算のために必要なものを除くほか、この協定の効力発生の日に委員会に移転されてその財産となるものとし、この協定の目的のために使用される。

両国政府は、この協定に基づく計画の実施を容易にし、及びその計画の運用に当たつて生ずる問題を解決するため、あらゆる努力を払う。

第十一条

この協定は、それぞれの国によりその国内手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

1 いづれの政府も、他方の政府に対し、この協定を終了させる意思を文書によつて通告することができるものとし、その場合には、この協定は、その通告の日の属する年の翌年の末日の後三十日で終了する。

2 この協定の終了に当たつては、委員会の資金及び財産は、両国政府の間で委員会に対するそれぞの拠出の額の割合に応じて分割され、それぞの政府の財産となる。ただし、協定の終了の前に資金及び財産について譲された条件、

制限及び義務に従うことを条件とする。この割合の決定に当たり、委員会が第九条の規定に基づいて承認する資金及び財産は、アメリカ合衆国政府が拠出したものとみなす。

以上の証據として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十九年二月十五日東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本政府のために
園田 直
アメリカ合衆国政府のために
マイケル・J・マンスフィールド

【審査報告書は都合により追録に掲載】

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿 濵尾 弘吉

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿 濱尾 弘吉

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿 濱尾 弘吉

一部である水域において漁業管轄権を行使している締約国をいう。

4 この条約は、条約区域におけるすべての漁業資源について適用する。ただし、さけ、まぐろ類及びかじき類、国際捕鯨委員会又はこれを承継する団体によつて管理される鯨類並びに大陸棚の定着性の種族、すなわち、採捕に適した段階において海底面若しくはその下で静止しており又は絶えず海底に接触していなければ動くことのできない生物を除く。

5 この条約のいかなる規定も、内水、領海又は漁業管轄権の限度若しくは範囲に関する締約国の立場又は主張に影響を与え又はこれらを害するものとみなしてはならず、また、海洋法に関する締約国の見解又は立場に影響を与え又はこれらを害するものとみなしてはならない。

6 この条約は、協議及び協力を通じて条約区域における漁業資源の最適利用、合理的な管理及び保存に貢献することを目的とする国際機関を設置及び維持することに同意する。この国際機関は、北西大西洋漁業機関（以下「機関」という。）と称するものとし、この条約に定める任務を行う。

7 機関は、次のものから成る。
(a) 総務理事会
(b) 科学理事会
(c) 漁業委員会
(d) 事務局

3 機関は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国領域において運営する。

2 この条約において「規制区域」として言及される区域は、条約区域のうち沿岸国が漁業管轄権を使用している水域以外の水域とする。

3 この条約の適用上、「沿岸国」とは、条約区域

て、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における機関及びその職員の特権及び免除は、機関と関係締約国との間で合意するところによる。

4 機関の本部は、カナダのノヴァ・スコシア州ダートマス又は総務理事会の決定する他の場所に置く。

第三条

総務理事会は、次の任務を行う。

- (a) 機関の組織上、運営上及び財政上の事項その他の内部事項（構成機関の間の関係を含む。）について監督し及びその調整をすること。
- (b) 機関の对外関係の調整をすること。
- (c) 第十三条の規定により、漁業委員会の構成国についての検討及び決定をすること。
- (d) この条約により与えられるその他の権能を行使すること。

第四条

各締約国は、総務理事会において一の票を有する。

- (a) 総務理事会の決定は、別段の規定がある場合を除くほか、出席しかつ賛成又は反対の投票を行なうすべての締約国の中の三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行われない。
- (b) 総務理事会は、その会議の運営及びその任務の遂行に関する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。
- (c) 総務理事会は、機関の活動に関する年次報告を締約国に提出する。

第六条

- (a) 科学理事会は、次の任務を行う。
- (b) 条約区域の漁業に係る科学的な情報及び見解（漁業に影響を与える環境上の及び生態学的な要素を含む。）についての研究、評価及び交換に関する締約国間の協議及び協力のための場を設けること並びにこれらの事項に関する知識の欠如を補うための科学調査に係る締約国間の協力を奨励し及び促進すること。

- (b) 科学的な評価又は予測を求める場合には、考慮すべき要素又は前提条件の詳細（水域の詳細を含む。）
- (c) 請けたまひの問題の説明（検討すべき漁業及び水域の詳細を含む。）

第七条

- (a) 沿岸国は、科学理事会との協議の上、1の規定により同理事会に要請した問題の検討について付託事項を定める。付託事項には、適当と認めるその他の事項とともに次の事項を含める。
- (b) 要請した問題の説明（検討すべき漁業及び水域の詳細を含む。）

- (b) 科学的な評価又は予測を求める場合には、考慮すべき要素又は前提条件の詳細（水域の詳細を含む。）
- (c) 請けたまひの問題の説明（検討すべき漁業及び水域の詳細を含む。）

第八条

- (a) 科学理事会は、規制区域における漁業資源の管理及び保存のための科学上の根拠に関する問題であつて漁業委員会が付託するものについて検討し及び報告するものとし、この場合において、その
- (b) 沿岸国に対しても、科学上の助言を与えること。

問題について同委員会の定める付託事項を考慮に入れる。

第九条

(d) 第八条の規定により、又は漁業委員会のためるために必要であると認める場合には自発的に、同委員会に対して科学上の助言を与えること。

(e) 科学理事会の任務は、適当な場合には、同様の目的を有する他の公的又は私的な団体と協力して行なうことができる。

(f) 各締約国は、この条の規定の適用上、科学理事会が要請する統計上の及び科学的な情報であつて締約国が提供することができるものを同理事会に提供する。

(g) 締約国は、議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。

(h) 第四条の規定により招集される年次通常会議以外の科学理事会の会議は、沿岸国が要請する場合又はいづれかの締約国が他の締約国の同意を得て要請する場合には、議長の決定する時期及び場所に招集する。

(i) 科学理事会は、その任務の遂行上望ましいと認める小委員会を設置することができる。

第十条

1 この条約により科学理事会が与える科学上の助言は、意見の一一致によつて決定する。意見の一一致を得ることができない場合には、同理事会は、検討した問題について述べられたすべての見解をその報告に記載する。

2 科学理事会の決定であつて役員の選出、規則の採択及び改正並びにその作業の組織に関するその他の事項に係るものは、出席しかつ賛成又は反対の投票を行なうすべての締約国の中の三分の二以上の議決で行うものとし、このため、各締約国は、一の票を有する。締約国の中の三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行われない。

3 科学理事会は、その会議の運営及びその任務

の場所は、通常は、北アメリカとする。

5 年次通常会議以外の総務理事会の会議は、いづれかの締約国が他の締約国の同意を得て要請する場合には、議長の決定する時期及び場所に招集する。

6 総務理事会は、その任務の遂行上望ましいと認める小委員会を設置することができる。

7 第五条

1 各締約国は、総務理事会において一の票を有する。

2 総務理事会の決定は、別段の規定がある場合を除くほか、出席しかつ賛成又は反対の投票を行なうすべての締約国の中の三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行われない。

3 総務理事会は、その会議の運営及びその任務の遂行に関する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。

4 総務理事会は、機関の活動に関する年次報告を締約国に提出する。

5 第三条

総務理事会は、次の任務を行う。

- (a) 機関の組織上、運営上及び財政上の事項その他の内部事項（構成機関の間の関係を含む。）について監督し及びその調整をすること。
- (b) 機関の对外関係の調整をすること。
- (c) 第十三条の規定により、漁業委員会の構成国についての検討及び決定をすること。
- (d) この条約により与えられるその他の権能を行使すること。

6 第四条

各締約国は、総務理事会において一の票を有する。

- (a) 総務理事会の決定は、別段の規定がある場合を除くほか、出席しかつ賛成又は反対の投票を行なうすべての締約国の中の三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行われない。
- (b) 総務理事会は、その会議の運営及びその任務の遂行に関する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。
- (c) 総務理事会は、機関の活動に関する年次報告を締約国に提出する。

7 第五条

1 各締約国は、総務理事会において一の票を有する。

- (a) 総務理事会の議長は、機関の総裁とし、その主たる代表者とする。
- (b) 総務理事会の議長は、同理事会の決定する場所において機関の年次通常会議を招集する。そ

れの開催場所は、通常は、北アメリカとする。

2 総務理事会の議長は、機関の総裁とし、その主たる代表者とする。

3 総務理事会の議長は、機関の総裁とし、その主たる代表者とする。

4 総務理事会の議長は、同理事会の決定する場所において機関の年次通常会議を招集する。そ

の遂行に関する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。

第十一條 1 漁業委員会(以下「委員会」という。)は、この条の規定により規制区域における漁業資源の管理及び保存について責任を有する。

2 委員会は、規制区域における漁業資源の最適利用を実現することを目的とする締約国との共同措置のための提案を採択することができる。提案の検討に当たり、委員会は、科学理事会が委員会に与える関連情報又は助言を考慮に入れる。

3 2の規定に基づく任務の遂行に当たり、委員会は、(a)の提案と(b)の措置又は決定との間の整合性を確保するよう努める。

(a) 規制区域及び沿岸国の漁業管轄権の下にある水域の双方に存する漁業資源について適用されるべき提案又は沿岸国の漁業管轄権の下にある水域にそのすべて又はその一部が存する漁業資源に対し魚種間の相互関係を通じて影響を与えることとなる提案

(b) 沿岸国(漁業管轄権の下にある水域における漁獲活動に関し該沿岸国が当該漁業資源の管理及び保存のためによる措置又は決定

關係沿岸国及び委員会は、このため、(a)の提案と(b)の措置又は決定との間の調整を促進する。

この条の規定の適用上、各沿岸国は、(b)の措置又は決定を委員会に通報する。

4 規制区域における漁獲量の配分について委員会が採択する提案は、委員会の構成国であつてその船舶が同区域において伝統的に漁獲を行ってきたものの利益を考慮を入れたものとする。また、グランド・バンクス及びフレミッシュ・キャップにおける漁獲量の配分に当たり、委員会の構成国は、その沿岸社会がこれらの漁場に関連する漁業資源の漁獲に大きく依存してお

り、かつ、国際的行動を通じて、特に国際的共同取締制度の下で、これらの漁場において国際的な漁業の監視及び検査を行うことにより、これらの漁業資源の保存を確保するために広範な努力を払つてきた締約国に対し特別の考慮を払う。

5 委員会は、この条約及びこの条約に基づく有効な措置の規制区域における適用を確保するため同区域における国際的取締措置の提案を採択することができる。

6 委員会が採択した提案は、次条1の規定の適用上、事務局長が送付の日付を明記し、すべての締約国に送付する。

7 次条の規定に従うこととを条件として、この条の規定により委員会の採択した提案は、拘束力を有する措置となるものとし、委員会の決定する日にすべての締約国に効力を生ずる。

8 委員会は、規制区域における漁業資源の管理及び保存のための科学上の根拠に関する問題を科学理事会に付託することができるものとし、また、その問題の検討について付託事項を定めることができる。

9 委員会は、規制区域におけるこの条約の目的に関連する事項について構成国の注意を喚起することができる。

第十二条

1 提案は、事務局長が提案の通知に明記する送付の日から六十日以内に委員会の構成国が提案に対する異議を事務局長に申し立てた場合に、その異議についての締約国に対する通知に明記する送付の日の後四十日の期間が満了する。この場合は、拘束力を有する措置とならない。この場合には、委員会の他の構成国は、追加の四日までの期間が満了する日又は追加の四十日の期間内に申し立てられた異議についての締約国に対する通知に明記する送付の日の後三十日目の日までのいずれか遅い日までに同様に異議を申し立てることができる。提案は、延長された異議申立

2 委員会の構成国は、委員会に対し三人以下の構成国の一部又は全部が、合意した日に提案に拘束されることを相互間で合意する場合には、その合意するところによる。

3 提案に対する異議を申し立てた委員会の構成国は、いつでも異議を撤回することができるものとし、この場合には、提案は、この条に定められる異議申立て手続に従うことを条件として、当該構成国に對して直ちに拘束力を有する措置となる。

4 委員会の構成国は、措置が効力を生じた日から一年を経過した時以後はいつでも、その措置に拘束されない旨の意思を事務局長に通告することができる。その通告が撤回されなかつた場合には、その措置は、事務局長がその通告を受領した日から一年を経過した時に、当該構成国に對して拘束力を失う。措置は、この3の規定により委員会のいずれかの構成国に對する拘束力を失つた後はいつでも、その措置に拘束されない旨の委員会の他の構成国の意思の通告を事務局長が受領した日たる、当該他の構成国に對しても拘束力を失う。

第十三条

1 事務局長は、各締約国に對し、次の事項を直ちに通知する。

(a) 1に規定する異議の通告及び2に規定する異議の撤回の通告の受領

(b) 1の規定により、提案が拘束力を有する措置となる日

(c) 3に規定する通告の受領

2 委員会の決定は、出席しかつ賛成又は反対の投票を行うそのすべての構成国(過半数による議決で行う。ただし、その構成国の三分の二以上が出席する場合を除くほか、投票は、行わない)。

3 委員会は、その会議の運営及びその任務の遂行に關する規則を採択するものとし、必要な場合には、これらの規則を改正する。

4 事務局は、機関の任務の遂行に当たり役務を提供する。

5 委員会の構成国は、次の締約国とし、総務理事会がその年次通常会議において検討し及び決定する。

2 事務局長は、事務局の首席の管理職員とし、総務理事会の定める手續及び条件に従つて任命される。
3 事務局長は、総務理事会の定める規則及び手続に従つて事務局の職員を任命する。
4 事務局長は、総務理事会の一般的な監督に従うこととを条件として、事務局の職員に対しても完全な権限を有するものとし、また、総務理事会の定める他の職務を行う。
5 総務理事会は、機関の年次予算を採択する。
6 各締約国は、この条約により招集されるすべての会議に対する各自の代表団の費用を支払う。
7 その後の会計年度については、事務局長は、予算案を審議することとなる機関の年次通常会議の少なくとも六十日前に、分担金の額の表とともに年次予算案を各締約国に送付する。
8 いずれかの会計年度中にこの条約に加入する締約国は、当該会計年度に従つて決定された分担金の額のうち当該会計年度の残余の完全な月数に比例する額を分担する。
9 連続した一年の間分担金を支払わない締約国は、総務理事会が別段の決定をしない限り、義務を履行するまでの間この条約に基づき投票を行ふ権利及び異議を申し立てる権利を有しない。
10 機関の会計は、総務理事会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。
11 この条約が一千九百七十九年一月一日に効力を生ずる場合には、この条約の不可分の一部をなす附属書Ⅱの規定は、6の規定に代わって適用される。

(a) 予算の十パーセントの額は、当該会計年度の開始時の二年前に終了した一箇年に係る条約区域における沿岸国(の漁獲量に比例して沿岸国)間に割り当てる。
(b) 予算の三十パーセントの額は、すべての締約国(の間に均等に割り当てる。
(c) 予算の六десятパーセントの額は、当該会計年度の開始時の二年前に終了した一箇年に係る条約区域におけるすべての締約国(の漁獲量に比例してすべての締約国(間に割り当てる。
締約国は、この条約の規定を実施するため並びに第十一条の規定により拘束力を有することとなる措置及び第二十三条の規定により効力を有する措置を実施するために必要な行動(違反に対し十分な制裁を課すことなどを含む。)をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このためにとつた行動についての年次報告を送付する。

第十九条 第二十一条
締約国は、この条約の規定により拘束力を有することとなる措置及び第二十三条の規定により効力を有する措置を実施するために必要な行動(違反に対し十分な制裁を課すことなどを含む。)をとることに同意する。各締約国は、委員会に対し、このためにとつた行動についての年次報告を送付する。
締約国は、規制区域において国際的共同取締制度を、第二十三条の規定に基づきそのまま又は第十一条に規定する措置による修正の上、維持し及ぶ実施することに同意する。この制度には、乗船及び検査に関する締約国の相互の権利に関する件外三件
締約国は、規制区域において国際的共同取締制度を、第二十三条の規定に基づきそのまま又は第十一条に規定する措置による修正の上、維持し及ぶ実施することに同意する。この制度には、乗

1 この条約は、一千九百七十八年十二月三十一日まで、オタワにおいて、一千九百七十七年十月十一日から二十一日までオタワにおいて開催された北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する外交会議に代表を出した国による署名のために開放しておく。その後は、加入
2 別会議における審議及び決定のためこの条約の改正案を提案することができる。改正案は、決定のための会議の少なくとも九十日前に事務局長に送付される。
3 総務理事会における改正案の採択は、すべての締約国がすべての締約国(の四分の三以上)による承認による。改正案は、採択された改正を通知する送付の日の後百二十日で、すべての締約国に送付する。
4 改正は、寄託政府がすべての締約国(の四分の三から書面による承認の通告を受領した旨の通知に明記する送付の日の後百二十日で、すべての締約国について効力を生ずる。ただし、寄託政府が当該通知に明記する送付の日の後九十日以内に、他のいすれかの締約国が改正に対し異議を申し立てる旨を寄託政府に通告した場合には、改正は、いすれの締約国についても効力を生じない。改正に対し異議を申し立てた締約国は、いつでも異議を撤回することができるので、改正に対するすべての異議が撤回された場合には、改正は、すべての締約国(の四分の三以上)による承認の通告を受領した旨の通知に明記する送付の日の後百二十日で、すべての締約国について効力を生じる。
5 寄託政府は、すべての締約国に対し、改正の承認の通告の受領、異議及びその撤回の通告の受領並びに改正の効力を速やかに通知する。

一度五十五分西經六十六度二十分 の点)まで、そこから北の方向に バフィン島、ピロット島、デボン 島及びエレスミア島の海岸線並び にこれらの島の間の水域において は西經八十度の子午線に沿つて北 緯七八度十分の緯度線までの線 によつて囲まれ、かつ、北側を北 緯七八度十分の緯度線によつて 囲まれる水域
番号 緯 度 経 度
1 六十度十二 分 五十七度零
2 六十一度 三分 五十七度十
3 六十二度零 四分 五十七度一
4 六十二度二 五分 五十七度二
5 六十二度三 六分 五十七度二
6 六十二度十 七分 五十七度二
7 六十二度四 八分 五十七度二
8 六十三度二 九分 五十七度二
9 六十三度二 十分 五十七度二
10 六十三度三 十一分 五十七度二
11 六十三度三 十二分 五十七度二
12 六十三度四 十三分 五十七度二
13 六十三度五 十四分 五十七度二
14 六十三度五 十五分 五十七度二
15 六十三度五 十六分 五十七度二
16 六十四度四 十七分 五十七度四
17 六十四度十 分三 五十七度四
18 六十五度六 二分一 五十七度四
19 六十五度八 三分九 五十七度四
20 六十五度十 四分六 五十七度四
21 六十五度十 五分六 五十七度四
22 六十五度十 五分九 五十七度四
23 六十五度一 六分一 五十七度四
24 六十五度一 七分一 五十七度四
25 六十五度三 八分一 五十七度四
26 六十五度三 九分一 五十七度四
27 六十五度五 十分一 五十七度四
28 六十五度五 十一分一 五十七度四
29 六十六度三 十二分一 五十七度三
30 六十六度十 三分一 五十七度三
31 六十六度十 二分九 五十七度三
32 六十六度二 十四分六 五十七度三
33 六十六度三 十三分三 五十七度三
34 六十六度二 十六分一 五十七度三
35 六十六度三 十七分九 五十七度三
36 六十六度四 十九分六 五十七度四
37 六十六度四 十九分五 五十七度四
38 六十七度一 十一分六 五十七度五
39 六十七度一 十二分六 五十七度五
40 六十七度一 十三分三 五十七度五
41 六十七度一 十四分三 五十七度五
42 六十七度三 十五分三 五十七度五
43 六十七度三 十六分一 五十七度五
44 六十七度三 十七分一 五十七度五
45 六十七度四 十八分一 五十七度五
46 六十七度五 十九分一 五十七度五
47 六十八度一 分八 五十八度六
48 六十八度四 分八 五十八度十
49 六十八度六 分五 五十八度二
50 六十八度七 分八 五十八度二
51 六十八度十 八分 五十八度三
52 六十八度二 十一分 五十八度三
53 六十八度二 十二分 五十八度四
54 六十八度三 十三分 五十九度一
55 六十八度三 十四分 五十九度一
56 六十八度三 十五分 五十九度十
57 六十八度三 十六分 五十九度十
58 六十八度五 十七分 五十九度十
59 六十九度零 分八 六十度九分
60 六十九度六 分八 六十度十八
61 六十九度六 分八 六十度五十
62 六十九度十 分八 六十度二十
63 六十九度二 分三 六十度三十
64 六十九度四 分三 六十度五十
65 六十九度五 分三 六十度五十
66 六十九度五 十五分 六十一度
67 六十九度五 十五分八 六十一度四
68 六十九度五 六分 六十一度八
69 六十九度五 五分 六十一度八
70 六十九度五 五分 六十一度十
71 六十九度三 十一分 六十一度十

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外三件

官 報 (号 外)	
	(a) の北側の水域
区分H	同小区域のうち、北緯五十五度 二十分(ホープデール)の緯度線と 北緯五十七度四十分(マグフォード) 岬の緯度線との間の水域
区分J	同小区域のうち、北緯五十五度 二十分(ホープデール)の緯度線の 南側の水域
区分L	小区域3 条約区域のうち、北緯五十二度 十五分の緯度線の南側で、ニュー ファウンドランド島の北岸のボーリ ド岬から真北に北緯五十二度十五 分の緯度線までの線の東側で、 北緯三十九度の緯度線の北側で、 北緯三十九度西経五十度の点から 北緯四十三度三十分西経五十五度 の点及び北緯四十七度五十分西經 六十度の点を通る北西の方向の航 程線の北東側で、かつ、この航程 線がニューファウンドランド島の レイ岬とケープ・ブレトン島の ノース岬とを結ぶ直線と交わる点 から北東の方向にこの直線に沿つ てレイ岬までの線の東側の水域
区分K	小区域3 同小区域のうち、北緯四十九度 十五分(ニューファウンドランド島のフ リールス岬)の緯度線の北 側の水域
区分3	同小区域のうち、フリールス岬まで からセント・メリーア岬までの ニューファウンドランド島の海岸 線と、フリールス岬から真東に西 経四十六度三十分の子午線まで、 そこから真南に北緯四十六度の緯
区分P	小区域3 同小区域のうち、ニューファウ ンドランド島の海岸線の南側で、 かつ、ニューファウンドランド島 のセント・メリーア岬から北緯四十 六度西経五十四度三十分の子午線 まで、そこから真南に同小区域の境
区分Pn	小区域3 同小区域のうち、ニューファウ ンドランド島の海岸線までの線の東 側の水域
区分3P	Pnは、次の二の小区分に分ける。
区分3R	小区域4 同小区域のうち、ボーリド岬か らレイ岬までのニューファウンド ランド島の海岸線と、ボーリド岬 から真北に北緯五十二度十五分の 緯度線まで、そこから真西にラブ ラドルの海岸線まで、そこからラ ブラドルの海岸線に沿つてケベック 州との間の境界線の終端まで、そこ から南の方向に航程線に沿つてノ ヴァ・スコシヤ州のノース岬まで の線との間の水域
区分4T	小区域4 同小区域のうち、ボアン・デ・モ ンから真東に北緯四十九度二十五分 西経六十四度四十分の点まで、そこ から東南東の方向に航程線に沿つて 北に北緯四十九度二十五分西経六 十度の点まで、そこから北東の方 向に航程線に沿つてラブラドルと ケベック州との間の境界線の終端 までの線との間の水域
区分4V	小区域4 同小区域のうち、ノース岬から ボアン・デ・モンまでのノヴァ・ス コシヤ州、ニュー・ブランズウィック 州及びケベック州の海岸線と、 向に航程線に沿つて北緯四十七度 五十五分西経六十度の点まで、そこ から南の方向に航程線に沿つてノ ヴァ・スコシヤ州のノース岬まで の線との間の水域

緯四十七度五十分西経六十度の点
まで、そこから南東の方向に航程
線に沿つて小区域3の境界線がノ
ヴァ・スコシヤ州のノース岬と
ニューファウンドランド島のレイ

岬とを結ぶ直線と交わる点まで、
そこからニューファウンドランド
島のレイ岬までの線との間の水域
までの線との間の水域

度線まで、そこから真西に西経五
十四度三十分の子午線まで、そこ
から航程線に沿つてニューファウ
ンドランド島のセント・メリーア岬
までの線との間の水域

側の水域

度線まで、そこから真西に西経五
十五分の緯度線の南側で、かつ、
西経四十六度三十分の子午線の東

側の水域

度線の北側で、小区域3の西側
で、かつ、グランド・マンン海峡

におけるアメリカ合衆国とカナダ
との間の国境の終端(北緯四十四
度四十六分三十五秒三四六西経六

十六度五十四分十一秒二五三の
点)から真南に北緯四十三度五十
分の緯度線まで、そこから真西に
西経六十七度四十分の子午線ま
で、そこから真南に北緯四十二度
二十分の緯度線まで、そこから真
東に西経六十六度の子午線まで、
そこから南東の方向に航程線に沿
つて北緯四十二度西経六十五度四
十分の点まで、そこから真南に北
緯三十九度の緯度線までの線の東
側の水域

度線の南側で、かつ、西経五
十一度の子午線と西経五十四度三
十分の子午線との間の水域

度線の南側で、かつ、西経四

十六度三十分の子午線と西経五十
一度の子午線との間の水域

度線の南側で、かつ、西経四十
六度三十分の子午線と西経五十一
度の子午線との間の水域

度線の南側で、かつ、西経四
十一度の子午線と西経五十四度三
十分の子午線との間の水域

度線の南側で、かつ、西経四
十六度西経五十四度三十分の点ま
で、そこから真南に同小区域の境

度線までの線の南側で、かつ、西
経五十四度三十分の点まで、そこ
から真南に同小区域の境

度線の北側で、小区域3の西側
で、かつ、定めた線
の南東側の水域

度線の北側で、小区域4のうち、
小区域3Pnに

度線の北側で、小区域3の西側
で、かつ、グランド・マンン海峡
におけるアメリカ合衆国とカナダ
との間の国境の終端(北緯四十四
度四十六分三十五秒三四六西経六

十六度五十四分十一秒二五三の
点)から真南に北緯四十三度五十
分の緯度線まで、そこから真西に
西経六十七度四十分の子午線ま
で、そこから真南に北緯四十二度
二十分の緯度線まで、そこから真
東に西経六十六度の子午線まで、
そこから南東の方向に航程線に沿
つて北緯四十二度西経六十五度四
十分の点まで、そこから真南に北
緯三十九度の緯度線までの線の東
側の水域

度線の北側で、小区域3の西側
で、かつ、定めた線
の南東側の水域

シャ州の海岸線と、フルシニから東の方向に航程線に沿つて北緯四十五度四十分西經六十度の点まで、そこから真南に西經六十度の子午線に沿つて北緯四十四度十分の緯度線まで、そこから真南に西經五十九度の子午線まで、そこから真南に北緯三十九度の緯度線まで、そこから真東に小区域3と小区域4との間の境界線が北緯三十九度の緯度線と交わる点まで、そこから小区域3と小区域4との間の境界線及びその北西の方向の延長線に沿つて北緯四十七度五十分西經六十度の点まで、そこから南の方向に航程線に沿つてノヴァ・スコシヤ州のノース岬までの線との間の水域

区分4V

区分4Vnは、次の二の小区分に分ける。

区分4Vn

北緯四十五度四十
分の緯度線の北側
の水域

小区域4Vs(南小区分)
同区分のうち、
北緯四十五度四十
分の緯度線の南側
の水域

区分4W
同小区域のうち、ハリファック
スからフルシニまでのノヴァ・
スコシヤ州の海岸線と、フルシニから東の方向に航程線に沿つて北緯四十五度四十分西經六十度の点まで、そこから真南に西經六十度の子午線に沿つて北緯四十二度の西經七十度の点まで、そこから真南に北緯四十二度の西經七十度の点から真北に北緯四十二度二十分の緯度線まで、そこから真東

そこから真南に北緯三十九度の緯度線まで、そこから真西に西經六十度二十分の子午線まで、そこから真北に北緯四十四度二十分の緯度線まで、そこから北西の方向に航程線に沿つてノヴァ・スコシヤ州のハリファックスまでの線との間の水域

区分4X

同小区域のうち、同小区域の西側の境界線

ニュー・ブランズウイック州

及びノヴァ・スコシヤ州の海岸線

と、ハリファックスから南東の方

向に航程線に沿つて北緯四十四度

二十分西經六十三度二十分の点ま

で、そこから真南に北緯三十九度

の緯度線まで、そこから真西に西

經六十五度四十分の子午線までの

線との間の水域

約区域のうち、小区域4の西

側の境界線の西側で、北緯三十九度の緯度線の北側で、かつ、西經七十一度四十分の子午線の東側の水域

区分5(a)

小区域5 約区域のうち、小区域4の西

側の境界線の西側で、北緯三十九度の緯度線の北側で、かつ、西經

七十一度四十分の子午線までの

線との間の水域

小区域5(b)
小区域5は、次の二の区分から成る。

区分5Y 同小区域のうち、メイン州と

ニューブランズウイック州との

間の境界線の終端からコッド岬

(おおむね北緯四十二度)の西經七

十度の点までのメイン州、ニュー・

ハンプシャー州及びマサチュー

セツ州の海岸線と、コッド岬(お

おむね北緯四十二度)の西經七

十度の点から真北に北緯四十二度二

十分の緯度線まで、そこから真東

度十

度の点まで、そこから真南に西經

度十九度の点から真北に北緯四十二度の

度の点から真東に小区域3と小区域4との間の境界線が北緯三十九度の

緯度線と交わる点まで、そこから

小区域3と小区域4との間の

境界線及びその北西の方向の延

長線に沿つて北緯四十七度五十分

西經六十度の点まで、そこから南

の方向に航程線に沿つてノヴァ・

スコシヤ州のノース岬までの線と

の間の水域

区分6(a)

小区域6 約区域のうち、ロード・アイ

ランド州の海岸線の西經七十一度

四十度の点から真南に北緯三十九度

の海岸線まで、そこから真東に

西經四十二度の子午線まで、そこ

から真南に北緯三十五度の緯度線

まで、そこから真西に北アメリカ

の海岸線まで、そこから北の方向

に北アメリカの海岸線に沿つて

ロード・アイラント州の海岸線の

西經七十一度四十分の点までの線

によって囲まれる水域

区分6(b)

小区域6は、次の八の区分から成る。

区分6A 同小区域のうち、北緯三十九度

の緯度線の北側で、かつ、小区域

の緯度線の西側の水域

区分6B 同小区域のうち、西經七十度

の緯度線の南側で、かつ、北緯三十九度

の緯度線の西側で、かつ、北緯三十

度の緯度線の西側

区分6C 同小区域のうち、西經七十度

の子午線の西側で、かつ、区分6B

の南側の水域

区分6D 同小区域のうち、区分6の東側

度の子午線の西側の水域

区分6E 同小区域のうち、区分6Eの東側

で、かつ、西經五十度の子午線の

の西側の水域

区分6F 同小区域のうち、区分6Fの東側

で、かつ、西經五十度の子午線の

の西側の水域

区分6G 同小区域のうち、区分6Gの東側

で、かつ、西經四十二度の子午線の

の西側の水域

区分6H 同小区域のうち、区分6Hの東側

で、かつ、西經四十二度の子午線の

の西側の水域

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麥貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する一千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 難尾 弘吉

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件

定書の締結に於ける千九百七十九年の議定書は、同議定書中の食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書を、同議定書の千九百七十九年の議定書に別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることとする。

別紙

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書中の食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書第三条の規定に関する日本国政府の留保

日本国政府は、米（非締約国である開発途上国において生産されたものを除外しない。）の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書の第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保する。

前文

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書を作成する会議は、千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年、千九百七一年、千九百七十四年、千九百七十五年、千九百七十六年及び千九百七十八年に修正され、更新され又は再延長された千九百七十九年に議定書により共に有効期間が延長されることを考慮し、

千九百七十四年、千九百七十五年、千九百七十六年及び千九百七十八年に修正され、更新され又は再延長された千九百七十九年に議定書により共に有効期間が延長されることを考慮し、

(d) 第二十九条から第三十一条まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、欧州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書

又は加入書の署名並びに暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされる文書の寄託を含む。

(e) 第四条 会計

第七条(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に分配される票数及び当該収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百七十九年四月二十五日から五月十六日まで、ワシントンにおいて、千九百七十八年の議定書により有効期間が再延長された千九百七十九年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十一午年六月三十日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百七十九年七月一日以後適用されない。

(a) 第十九条(4)

第二十二条から第二十六条まで

千九百八十一午年六月三十日前に小麦を対象とする新たな国際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第三条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百七十九年七月一日以後適用されない。

批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(1) 第七条 加入

(a) 千九百七十九年六月二十二日までに、規約の付表A又は付表Bに同日現在で掲げられており加盟国の政府が行う加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(b) 千九百七十九年六月二十二日後に、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国が行う加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投票する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に従うものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによって行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会の定める条件でその政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定に従つてその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他政府でこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によって承認されたもの、暫定的にこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によって承認されたもの、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

(1) 第九条 効力発生

この議定書は、各署名政府により、それぞれ自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十九年六月二十二日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに

従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十九年六月二十二日までに寄託した政府の間で、次の日に効力を生ずる。

(a) 規約の第三条から第九条まで及び第二十一条の規定以外のすべての規定については、千九百七十九年六月二十三日

(b) 規約第三条から第九条まで及び第二十一条の規定については、千九百七十九年七月一日もつとも、千九百七十九年六月二十二日までに、付表Aに定める票数の六十パーセント以上を有する加盟輸出国及び付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締約国であつたとしたならばそのような票を有することとなる政府を含む。)が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。

この議定書は、この議定書の関係規定に従い千九百七十九年六月二十二日後に批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託する政府については、その寄託の日に効力を生ずる。ただし、そのような政府については、この議定書のいずれの部分も、(1)又は(3)の規定により他の政府について効力を生ずるまでは、効力を生じない。

(3) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用、これへの加入、規約第二十七条の規定に

従つて受領した通告並びに規約第二十八条の規定に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通告する。

第十二条 この議定書の認証原本は、登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証原本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十三条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正當に委任を受け、その署名に對応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひととしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証原本を送付する。

千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書

この議定書の締約国は、千九百七十八年に議定書により有効期間が再延長された千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十年の食糧援助規約(以下「規約」という。)が千九百七十九年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従つことを条件として、

千九百八十一年六月三十日まで、この議定書の締約国間で引き続き効力を有する。ただし、千九百八十一年六月三十日前に食糧援助を対象とする

新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書に従つて効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約第二条(1)から(3)まで、第三条(1)及び第六条から第十四条までの規定は、千九百七十九年七月一日以後適用されない。

第三条 国際食糧援助

(1) この議定書の締約国は、開発途上国に対する食糧援助として、人間の消費に適する小麦、粗粒穀物若しくはこれらを原料とする産品であつて受け入れられる銘柄及び品質のもの又はこれらに代わる現金を、(2)に定める量を年間最小限度量として、拠出することを合意する。

(2) この議定書の各締約国の年間最小拠出量は、次のとおり定める。

メートル・トン
アルゼンティン 一二三、〇〇〇
オーストラリア 二二五、〇〇〇
カナダ 四九五、〇〇〇
欧洲経済共同体 一、二八七、〇〇〇
フィンランド 一四、〇〇〇
日本国 二二五、〇〇〇
スウェーデン 三五、〇〇〇
スイス 三二、〇〇〇
アメリカ合衆国 一、八九〇、〇〇〇

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十九年六月二十二日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができるものとみなす。

(3)

この議定書の実施上、第五条(2)の規定に従つてこの議定書に署名し又は第七条(2)及び(3)の規定に従つてこの議定書に加入した国は、第五条又は第七条の関係規定に従つて定められる当該国との最小拠出量とともに(2)に掲げられているものとみなす。

第七条 加入

(1) この議定書は、第五条に規定する国による加入のために開放しておく。ただし、その加入

は、千九百七十年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書

る。同委員会は、議長一人及び副議長一人を任命する。

第五条 署名

(1) この議定書は、千九百七十九年四月二十五日から五月十六日まで、ワシントンにおいて、アルゼンティン、オーストラリア、カナダ、フィンランド、日本国、スウェーデン、イスラエル及びアメリカ合衆国政府並びに欧州経済共同体及びその構成国による署名のために開放してお

く。ただし、その署名は、この議定書及び千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の双方へ

の署名を条件とする。

(2) この議定書は、また、千九百六十七年の食糧援助規約の締約国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放してお

く。ただし、当該国の拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。

第七条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名国により、自國の憲法上又は制度上の手續に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十九年六月二十二日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができるものとみなす。

第八条 署名

この議定書は、第五条に規定する国による加入

は、千九百七十年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書

への加入を条件とするものとし、同条(2)に規定する国については、更に、その拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。この(1)の規定に基づく加入書は、千九百七十九年六月二十二日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府が、同委員会の適当と認める条件で、提出国としてこの議定書に加入することを承認することができる。

ただし、その政府が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締約国となつてない場合は、同時に同議定書に加入することを条件とすることによつて行う。

第八条 暫定的適用

第五条に規定する国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書が暫定的適用宣言を寄託することによつて行う。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行う。

第九条 暫定的適用

七十九年の議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の国で加入の申請が承認されたもの、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。ただし、その国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締約国となつておらず、かつ、同議定書の暫定的適用宣言の寄託をしていない場合には、同議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件とする。暫定的適用宣言を寄託する国は、暫定的にこの議定書の締約国とみなされる。

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締

結書又は加入書を寄託した国との間で、次の日に効力を生ずる。

(2) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定以外のすべての規定については、千九百七十一年六月二十三日

九百七十九年六月二十二日までに批准書、受

諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定

的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第五次延長に

関する千九百七十九年の議定書が効力を生じて

いることを条件とする。この議定書は、その効

力発生の後に批准書、受諾書、承認書、締結書

又は加入書を寄託する他の国については、その

寄託の日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、千九百七十九年六月二十三日までに批准書、受諾書、承

認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣

言を既に寄託した国は、千九百七十一年の小麦

貿易規約の有効期間の第五次延長に関する千九

百七十九年の議定書が効力を生じていることを

合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措

置をとることができる。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行う。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この

議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定

的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び

加入国に通告する。

(4) 第十一条 この議定書の認証書

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基

づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の

後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対するこの議定書の認証書を送付する。この議

し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証書を送付する。

この議定書の改定も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正當に委任を受け、その署名に對応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署

正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

名国及び各加入国に対し、その認証書を送付する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 離尾 弘吉

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿

報 (号外)

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号

教育交流計画に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件外三件 消防施設 強化促進法の一部を改正する法律案 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

も加盟していた北西大西洋漁業国際条約の適用区域において沿岸国が相次いで二百海里水域を設定したことに対応して新たに作成されたものでありまして、北西大西洋の漁業資源の保存及び最適利用の促進並びに国際協力の促進のために北西大西洋漁業機関を設立し、締約国の共同措置及び国際的取り締まり措置の提案を採択すること等を定めたものであります。

次に、一九七一年の国際小麦協定の第五次延長議定書は、これまで四回にわたりて延長されてきた一九七一年の国際小麦協定の有効期間をさらに二年間延長しようとするものであります。

なお、この協定は、小麦貿易規約と食糧援助規約の二つから成っておりますが、わが国は、食糧援助規約の援助義務に関し、これまでと同様、米または農業物資の形態で援助を行う旨の留保をしております。

最後に、在外公館関係の法律案は、ソロモン、トゥヴァル及びドミニカの三ヵ国にいずれも兼轄の大天使館を設置すること、広州、ボストン及びフルランクフルトにそれぞれ総領事館を設置すること、スラバヤ及びメダンの各領事館をそれぞれ総領事館に昇格させること、特定の在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当に一定の限度で計算を認めること等を内容とするものであります。委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知を願います。

去る六日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、日米教育交流計画協定及び一九七一年の国際小麦協定の第五次延長議定書はいずれも多数をもつて、北西大西洋漁業協力条約は全会一致をもつて、それぞれ承認すべきものと決定しました。また、在外公館関係の法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

まず、教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認

を求めるの件並びに千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、北西大西洋の漁業についての今後の多国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月四日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 滝尾 弘吉

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る國の補助金から適用する。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

附則第二項中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十四年度分の予算に係る國の補助金から適用する。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

なお、消防施設の強化促進措置に関連し、当面する消防上の諸問題については、第八十七回国会において盛んな論議が行われたことを申し添えおきます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対するは、大規模地震対策の推進等を図るほか、消防用設備の設置義務の完全実施、消防職員の団結権問題の検討等六項目にわたる附帯決議を行つております。

以上御報告いたしました。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

○議長(安井謙君) 本件を賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 本件を賛成の諸君の起立求めます。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外務省設置法の一部を改正する法律案

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長後藤正夫君。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

官 報 (号 外)

漁港法の一部改正

第七条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)

第二十二条第三項を削る。

第一十四条の四第一号中「同条第三項の規定による届出」を「同項ただし書に規定する変更」に改める。

(港湾法の一部改正)

第三十九項又は第十項」に改める。
第五十五条の七第二項中「第三条の三第七項
を「第三条の三第九項」に改める。

る事務に係るものには、これらが規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市の長のし
た許可等の処分その他の行為又は保健所を設置する市の長に付して行つた許可の申請その他の

第八条 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十

二号) の一部を次のように改正する。

第九条 船舶法(明治三十一年法律第四十六号)の

一部を次のように改正する。

(船舶職員法の一部改正)

第十条 船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十一号）

九号) の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「及び第二十条の二」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第二十一条の一を削る

卷之十一

第二十二条の二第一項中「若しくは第二条の二」を削る。

第三十条の三第一号中「若しくは第二項又は

第三十一条第一号中「第二十二条第一項又は第二二十三条第一項まで」を「第二十二条第一項又は第二二十三条第一項まで」に改める。

(港湾法の一部改正)

第十一條 港湾法(昭和二十五年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第四項中「変更したとき」の「(運輸省令で定める軽易な変更をしたとき)」を加え、同条第七項中「とる」を「執る」「運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示」を「その旨を当該港湾管理者に通知」に改め、同条第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、第七項の次に次の二项を加える。

8 重要港湾の港湾管理者は、港湾計画にて第四項の運輸省令で定める軽易な変更したときは、遅滞なく、当該港湾計画を運送会社に送付しなければならない。

9 重要港湾の港湾管理者は、第七項の規定による通知を受けたときは又は港湾計画について第四項の運輸省令で定める軽易な変更をときは、遅滞なく、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

第三十七条第二項中「第三条の三第七項は第八項」を「第三条の三第九項若しくは第八項」に改める。

第三十八条の二第七項第一号中「第三条の三第七項若しくは第八項」を「第三条の三第九項若しくは第十項」に改め、同項第一号及び第二号中「第三条の三第七項又は第八項」を「第三条の三第九項又は第十項」に改める。

第五十五条の七第二項中「第三条の三第七項を「第三条の三第九項」に改める。

(航空法の一部改正)

第十二条 航空法(昭和二十七年法律第一百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出しを「技能証明の要件」並びに、同条第一項中「申請する」を「受ける」ため、「同条第二項中「よる外」を「よるほか」に、「申請する」を「受けける」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。たゞし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

一 第一条から第四条まで及び次項から附則第四項まで 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条、第十一条並びに附則第五項及び第八項 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

2 第一条から第四条までの規定の施行前に都府県知事がした許可等の処分その他の行為又

これらの規定の施行の際現に都道府県知事に対する申請その他の行為で、これを実行する市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、これらの規定の施行の日以後においては、保健所を設置する市長に對して行つた許可の申請その他の行為とみなす。

3 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の「い獣処理場等に関する法律」(次項において「旧法」という。)第三条第二項の規定による許可を受けている者は、第四条の規定による改正後の「い獣処理場等に関する法律」(次項において「新法」という。)第三条第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

4 第四条の規定の施行の際現に旧法第三条第二項の規定により行われている許可の申請は、新法第三条第二項の規定による届出とみなす。

5 第五条の規定による改正前の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票は、第五条の規定による改正後の狂犬病予防法第五条第二項の規定により交付された注射済票とみなす。

6 この法律の施行前にした漁港法第二十二条第一項ただし書に規定する漁港修築計画の輕微な変更については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際船舶所有者がその所有する

る船舶の存否が分明でない期間が三月を超えて月末満であることを知つてゐる場合においては、第九条の規定による改正後の船舶法第十四条第一項中「其事実ヲ知リタル日」とあるのは「許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第一号)」の施行ノ日とし、この法律の施行の際船舶所有者がその所有する船舶の存否が分明でない期間が六月以上であることを知つてゐる場合においては、なお従前の例によること。

第十一条の規定の施行前に同条の規定による改正前の港湾法第三条の三第四項の規定により運輸大臣に提出された港湾計画については、な附則第六項又は第七項の規定により従前の例によつては、当該各規定の施行前にした行為及び後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十一月七日

一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第八条第六項中「年齢で人事院規則で定めるものと見える」を削り、同条第九項中「前項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。
九 五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を超える職員は、第六項、第七項及び前項ただし書の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものについては、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
第十条の三第一項第一号中「十七万円」を「十八万五千円」に改め、同項第二号中「三万五千円」を「三万六千五百円」に改める。
第十一条第三項中「九千円」を「一万円」に、「二千七百円」を「三千円」に、「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第十二条第一項第一号及び第三号中「一千円」を「一千五百円」に改める。
第二十二条第一項中「一万九千六百円」を「二万三千円」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改め。

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 麻尾 弘吉

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	俸給月額							
1	270,000	208,700	—	—	—	107,900	98,200	—
2	281,600	217,500	185,600	157,100	131,500	113,400	97,500	76,600
3	293,200	226,300	192,800	163,700	137,400	118,900	102,400	78,900
4	304,800	235,400	200,100	170,500	143,300	124,500	107,800	81,400
5	316,500	244,500	207,400	177,300	149,600	130,200	112,800	83,900
6	328,200	253,800	215,000	184,200	155,900	135,700	117,100	86,800
7	339,900	263,100	222,600	191,100	162,200	141,100	121,300	90,000
8	351,600	272,100	230,200	198,200	168,500	146,500	125,400	93,200
9	363,300	281,100	237,800	205,400	174,600	151,300	129,200	96,100
10	374,900	290,000	245,500	212,700	180,700	156,000	132,800	98,900
11	388,400	298,800	253,200	220,000	186,800	160,500	136,200	101,700
12	389,500	307,300	260,800	227,300	192,900	165,000	139,600	104,300
13	395,600	315,100	268,400	234,400	198,900	169,500	142,900	106,700
14	401,200	321,200	275,800	241,500	204,800	173,600	148,300	111,100
15	406,000	327,300	283,100	248,200	210,500	177,600	150,900	113,200
16		331,600	288,900	254,800	215,700	181,500	153,400	114,800
17			294,600	260,000	220,700	185,100		
18			298,500	265,000	224,400	188,200	155,800	
19			302,300	268,600	227,700	191,200	157,800	
20			306,100	272,200	230,800	193,500		
21				275,800	233,300	195,800		
22				279,400	235,700	198,000		
23					238,100	200,200		
24					240,500			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

口 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	153,900	130,100	107,000	94,900	77,200	69,000
2	159,100	134,800	111,600	98,800	79,500	71,000
3	164,300	139,500	116,200	102,800	82,100	73,000
4	169,700	144,300	120,800	107,000	84,700	75,100
5	175,300	149,100	125,400	111,100	87,700	77,200
6	181,100	153,900	130,100	115,200	91,100	79,400
7	187,000	158,800	134,500	119,100	94,900	81,900
8	193,000	163,700	138,900	123,000	98,800	84,400
9	199,100	168,500	143,800	127,000	102,700	87,300
10	250,200	172,800	147,700	130,900	106,600	90,600
11	211,300	177,100	151,500	134,800	110,300	93,900
12	217,400	181,400	155,300	138,500	113,900	97,300
13	223,400	185,700	159,100	142,100	117,200	100,700
14	229,400	189,900	162,900	145,700	120,500	104,100
15	234,500	194,100	166,700	149,100	123,400	107,000
16	239,600	198,300	170,500	152,300	125,900	109,900
17	244,600	202,400	174,300	155,400	128,400	112,700
18	249,600	206,500	178,100	158,400	130,900	114,900
19	254,400	210,500	181,700	161,200	133,300	117,000
20	258,900	214,500	184,900	163,600	135,400	119,100
21	262,900	218,300	187,700	165,600	137,400	121,000
22	266,900	222,000	190,000	167,600	139,300	122,900
23	270,900	225,300	192,300	169,600	141,200	124,800
24	274,100	228,600	194,300	171,500	143,100	126,700
25			196,300	173,400	144,900	128,600
26			198,300			130,400
27						132,200
28						134,000
29						135,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 稅務職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	俸給月額								
1	281,800	235,400	—	—	—	—	124,200	105,600	—
2	291,000	244,500	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	88,100
4	309,400	263,100	235,400	220,200	190,300	162,900	141,500	121,300	91,400
5	318,800	272,100	243,400	227,800	197,700	169,400	147,200	125,900	95,200
6	328,200	281,100	251,300	235,400	205,200	175,900	152,500	129,700	99,100
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	182,400	157,700	133,300	103,100
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,400	136,500	106,400
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,000	139,700	108,900
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	171,400	142,900	111,000
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	175,800	145,900	113,100
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	214,600	180,000	148,900	115,000
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	184,000	151,900	116,900
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	225,600	187,700	154,700	118,800
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	229,700	190,800	156,800	120,400
16		359,700	328,400	312,100	280,000	233,800	193,900		
17		364,100	335,500	317,900	285,200	237,700	196,100		
18			339,600	321,800	290,400	240,800			
19				343,700	295,200	243,800			
20					329,400	298,800	246,200		
21						302,400	248,600		
22						306,000			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 備	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
1	281,800	235,400	220,200	205,200	177,100	188,000	113,600	99,300	88,500
2	291,000	244,500	227,800	212,700	183,700	144,200	119,700	103,000	91,900
3	300,200	253,800	227,800	212,700	190,300	150,500	125,900	107,400	95,500
4	309,400	263,100	235,400	220,200	197,700	156,900	131,900	113,100	99,100
5	318,800	272,100	243,400	227,800	205,200	163,400	137,600	119,000	102,800
6	328,200	281,100	251,300	235,400	212,700	170,000	143,200	124,900	107,100
7	339,900	290,000	259,200	243,100	220,200	176,500	148,800	130,500	112,500
8	351,600	298,000	267,100	251,000	227,700	183,000	154,500	135,800	118,200
9	363,300	306,000	275,000	258,900	235,300	189,500	160,200	141,100	123,900
10	374,900	313,900	282,800	266,800	242,900	196,000	165,800	146,500	129,400
11	383,400	321,700	290,600	274,700	272,900	221,600	188,300	168,400	150,500
12	389,500	329,400	298,300	282,500	250,500	202,500	171,400	151,900	134,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	208,900	177,100	157,400	139,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	215,300	182,700	162,900	145,100
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	221,600	188,300	168,400	155,900
16		359,700	328,400	312,100	280,000	227,600	193,900	173,700	151,100
17		364,100	335,500	317,900	285,200	235,500	199,600	178,900	161,100
18			339,600	321,800	290,400	239,400	205,400	184,100	166,300
19			343,700	325,600	295,200	245,200	211,300	189,300	171,300
20				329,400	298,800	250,600	217,200	194,500	176,100
21					302,400	255,500	223,100	199,800	180,900
22					306,000	260,400	229,000	205,100	185,800
23					309,600	265,200	234,800	210,400	190,700
24						269,800	240,200	215,700	195,600
25						272,800	245,100	221,000	200,500
26						275,800	250,000	226,300	205,400
27						278,800	254,800	231,100	210,300
28						281,800	259,400	235,900	215,000
29						284,800	262,400	240,300	219,700
30							265,400	244,600	223,800
31							268,400	248,800	227,400
32							271,300	251,500	231,200
33							274,200	254,200	235,000
34									237,600

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級 号 備	特1等級 俸給月額	1等級 俸給月額	2等級 俸給月額	特3等級 俸給月額	3等級 俸給月額	4等級 俸給月額	5等級 俸給月額	6等級 俸給月額	7等級 俸給月額
1	281,800	235,400	220,200	205,200	177,100	150,100	130,000	110,600	84,900
2	291,000	244,500	227,800	212,700	183,700	156,500	135,800	115,900	91,600
3	300,200	253,800	227,800	212,700	190,300	162,900	141,500	121,300	103,000
4	309,400	263,100	235,400	220,200	197,700	169,400	147,200	125,900	95,700
5	318,800	272,100	243,400	227,800	205,200	175,900	152,500	130,300	100,000
6	328,200	281,100	251,300	235,400	212,700	182,400	157,700	134,600	104,400
7	339,900	290,000	259,200	243,100	212,700	188,900	162,700	138,800	108,200
8	351,600	298,000	267,100	251,000	220,200	188,900	162,700	138,800	108,200
9	363,300	306,000	275,000	258,900	227,700	195,400	167,500	143,000	111,800
10	374,900	313,900	282,800	266,800	235,300	201,900	172,300	147,000	115,100
11	383,400	321,700	290,600	274,700	242,900	208,300	177,100	151,000	118,400
12	389,500	329,400	308,300	282,500	250,500	214,600	181,700	155,000	121,600
13	395,600	337,100	306,000	290,300	258,000	220,900	186,300	159,000	124,800
14	401,200	344,700	313,600	298,000	265,500	226,200	190,800	163,000	127,900
15	406,000	352,300	321,200	305,500	272,900	230,600	195,300	166,800	131,000
16		359,700	328,400	312,100	280,000	234,900	199,100	170,500	134,100
17		364,100	335,500	317,900	285,200	239,000	202,800	173,700	137,100
18			339,600	321,800	290,400	242,300	206,100	176,900	140,000
19			343,700	325,600	295,200	245,300	209,200	179,000	142,800
20				329,400	298,800	247,800	211,400		145,500
21					302,400	250,200	213,600		148,100
22					306,000	252,600	215,800		150,100
23							218,000		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	268,700	220,100	180,000	149,400	116,400	円一
2	278,800	229,700	187,900	156,600	122,200	90,500
3	288,900	239,400	195,800	163,800	128,700	94,600
4	299,000	249,100	203,700	171,000	135,200	99,900
5	309,000	258,700	211,600	178,200	141,400	105,200
6	318,900	268,100	219,500	185,000	147,500	110,500
7	328,700	277,500	227,300	191,800	153,300	115,800
8	338,500	286,700	234,800	198,300	158,700	120,700
9	348,300	295,800	242,300	204,800	164,000	125,800
10	356,800	304,900	249,200	211,200	169,300	130,900
11	365,200	313,800	256,100	217,300	174,100	135,300
12	372,000	322,000	263,000	223,400	178,800	138,700
13	378,800	330,200	269,900	229,300	183,400	141,800
14	385,600	337,500	276,200	235,200	187,800	144,900
15	391,200	344,600	282,300	241,000	192,200	148,000
16	396,600	350,900	288,100	246,800	196,500	151,000
17	401,200	357,200	293,900	252,300	200,800	154,000
18		362,800	298,500	257,700	204,100	157,000
19		366,900	302,200	261,100		159,900
20			305,900	264,500		162,000
21			309,600			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	177,200	143,300	117,400	96,000	78,300
2	182,900	149,000	122,300	99,700	80,500
3	188,600	154,700	127,200	104,000	82,800
4	194,300	160,400	132,100	108,300	85,400
5	200,000	166,100	137,500	112,700	88,600
6	206,000	171,700	143,100	117,200	92,000
7	212,000	177,200	148,700	121,700	95,700
8	218,300	182,200	154,400	126,200	99,400
9	224,700	187,100	160,000	130,700	103,400
10	231,100	191,800	165,500	135,400	107,800
11	237,500	196,500	170,900	140,100	111,900
12	243,900	201,100	175,400	144,800	116,300
13	250,300	205,700	179,800	149,400	120,700
14	256,600	210,300	184,200	153,900	125,100
15	262,200	214,900	188,400	158,200	129,200
16	267,500	219,400	192,500	162,500	133,200
17	272,700	223,900	196,500	166,800	137,200
18	277,900	228,400	200,300	170,900	141,200
19	282,900	232,800	203,800	175,000	145,100
20	287,900	236,800	207,200	178,400	148,800
21	292,100	240,800	210,000	181,600	151,600
22	296,300	243,700	212,700	184,500	154,200
23	300,500	246,600	215,300	187,200	156,200
24	303,900	249,500	217,500	189,700	
25			219,700	191,800	
26			221,900		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	174,300	149,700	109,500	89,900
2	—	182,200	156,500	116,200	93,800
3	224,400	190,100	163,300	122,900	97,900
4	233,300	198,100	170,200	129,600	102,800
5	242,200	206,000	177,400	136,300	107,800
6	251,100	213,900	184,800	143,000	113,400
7	260,000	222,000	192,200	149,700	119,000
8	269,000	230,100	199,600	156,400	125,200
9	277,900	238,200	207,000	163,100	131,500
10	286,800	246,200	214,300	169,900	137,800
11	295,700	253,800	221,500	176,700	144,100
12	304,600	260,700	228,700	183,500	150,100
13	313,600	267,600	235,900	190,300	155,900
14	322,800	274,500	243,100	196,000	161,400
15	332,000	281,000	249,900	201,700	166,700
16	341,200	287,400	256,700	206,800	171,800
17	350,300	295,800	263,200	211,800	176,600
18	358,900	300,200	269,600	216,800	181,400
19	367,000	306,400	276,000	221,800	186,200
20	374,900	312,000	282,400	226,600	190,900
21	382,800	317,600	288,700	231,400	195,300
22	390,200	323,200	295,000	236,200	199,700
23	396,900	328,600	300,500	240,800	203,900
24	402,400	334,000	305,800	245,300	208,000
25	407,200	338,800	309,700	249,800	211,400
26	412,000	342,300	312,900	254,000	214,700
27				257,200	218,000
28				260,300	221,300
29				263,300	223,800
30					226,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号俸	特等級	1等級	2等級	3等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	263,200	—	99,000	—
2	270,700	192,700	103,600	83,400
3	278,400	199,900	109,300	86,500
4	286,100	207,100	115,000	89,800
5	293,800	214,300	120,700	93,400
6	301,600	221,600	126,500	97,600
7	309,400	228,900	132,300	102,100
8	317,400	236,200	138,100	107,200
9	325,400	243,600	143,900	112,500
10	333,300	251,000	149,700	118,000
11	340,700	258,400	155,500	123,500
12	348,100	265,800	161,700	129,000
13	355,200	273,100	168,400	134,500
14	362,200	280,400	175,400	139,900
15	366,800	287,600	182,400	145,400
16	294,800	—	189,400	150,900
17	301,900	—	196,400	156,300
18	308,900	—	203,400	161,700
19	315,800	—	210,400	167,100
20	322,600	—	217,500	172,000
21	329,100	—	224,600	176,700
22	335,600	—	231,700	181,400
23	341,900	—	238,700	186,000
24	348,200	—	245,700	190,500
25	352,400	—	252,600	195,000
26			259,000	199,500
27			265,200	203,800
28			271,300	208,000
29			277,400	211,900
30			283,500	215,500
31			288,600	218,600
32			295,500	221,700
33			298,100	224,700
34			302,300	227,500
35			306,400	229,700
36			310,400	
37			313,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 備	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	260,700	—	89,800	—
2	267,500	163,900	94,400	83,400
3	274,300	171,100	99,000	86,500
4	281,300	178,300	103,600	89,800
5	288,300	185,500	109,300	93,400
6	295,300	192,700	115,000	97,600
7	302,300	199,900	120,700	102,100
8	309,200	207,100	126,500	107,200
9	315,500	214,300	132,300	112,500
10	321,800	221,500	138,100	117,900
11	327,600	228,700	143,900	123,300
12	333,400	235,900	149,700	128,600
13	338,200	242,600	155,500	133,800
14	343,000	249,300	161,700	138,900
15	347,100	255,900	168,400	144,000
16		262,500	175,400	148,900
17		269,100	182,400	153,700
18		275,800	189,400	158,500
19		282,100	196,400	163,200
20		288,600	203,400	167,900
21		295,100	210,400	172,400
22		301,100	217,400	176,500
23		306,300	224,400	180,600
24		311,300	231,400	184,300
25		315,700	237,700	187,900
26		319,400	243,800	190,900
27		322,400	249,900	193,900
28		325,400	255,700	196,500
29		328,400	261,200	198,800
30			266,600	201,000
31			271,700	203,100
32			276,800	
33			281,500	
34			286,200	
35			290,400	
36			294,100	
37			297,800	
38			301,200	
39			303,800	

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外省設置法の一部を改正する法律案外四件

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 備	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	295,600	—	149,700	117,100	39,200
2	304,500	190,100	156,500	123,500	98,500
3	313,500	198,100	163,300	129,900	103,900
4	322,700	206,000	170,200	136,500	109,500
5	331,900	213,900	177,400	143,100	115,500
6	341,100	222,000	184,800	149,700	121,600
7	350,200	230,100	192,400	156,400	127,700
8	358,900	238,200	200,100	163,100	133,800
9	367,000	246,200	208,000	169,900	140,000
10	374,900	253,800	216,100	176,700	146,100
11	382,800	261,400	224,200	183,600	152,100
12	390,200	269,000	232,300	190,700	158,000
13	396,900	277,900	240,900	197,900	163,900
14	402,500	286,800	247,900	205,100	169,500
15	407,300	295,700	255,500	212,200	175,100
16	412,100	304,600	262,500	219,300	180,300
17		313,600	269,400	225,900	186,400
18		322,800	276,300	232,500	190,500
19		332,000	282,900	239,100	195,200
20		341,200	289,300	245,500	199,900
21		349,100	295,700	251,900	204,200
22		354,600	302,100	258,200	208,500
23		360,100	307,700	264,500	212,900
24		365,600	313,300	270,800	216,800
25		370,800	318,500	276,900	220,700
26		375,900	323,500	283,000	224,400
27		380,200	328,500	289,100	227,300
28		384,500	332,000	294,700	230,200
29				300,000	
30				305,000	
31				309,900	
32				314,600	
33				317,900	

八二

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 一	円 一	96,700	84,100	円 一
2	—	—	101,500	87,200	76,700
3	—	—	107,500	91,000	79,000
4	216,300	154,900	113,600	94,800	81,500
5	225,000	162,400	119,700	98,800	84,100
6	234,200	169,900	125,800	104,100	87,100
7	243,400	177,500	132,000	109,600	90,700
8	252,600	185,100	138,100	115,100	94,300
9	262,500	192,700	144,500	120,900	97,200
10	272,500	200,200	150,900	126,700	100,000
11	282,500	207,600	157,300	132,500	102,800
12	292,500	214,800	163,600	138,300	105,600
13	302,500	222,000	169,800	144,000	108,200
14	312,500	228,600	175,800	149,700	110,600
15	322,400	235,100	181,800	155,000	113,000
16	332,300	241,300	187,600	159,700	115,300
17	342,200	246,800	193,300	164,300	117,000
18	352,100	251,800	198,900	168,800	
19	362,000	256,800	204,400	173,300	
20	371,700	261,800	209,900	177,700	
21	380,000	266,800	215,400	182,100	
22	386,000	271,800	220,900	186,200	
23	391,800	276,600	226,300	189,600	
24	396,800	281,400	230,700	193,000	
25	401,800	285,700	235,100	195,700	
26	406,000	290,000	238,300	198,200	
27		293,500	241,500		
28			244,700		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 273,600	円 209,400	円 一	円 125,300
2	282,800	218,600	182,600	132,800
3	291,900	227,800	191,500	140,300
4	301,000	237,000	200,400	147,800
5	310,100	246,200	209,400	156,500
6	319,000	255,400	218,500	165,200
7	327,900	264,500	227,600	173,900
8	336,500	273,600	236,700	182,600
9	345,100	282,800	245,800	191,300
10	353,600	291,900	254,900	199,900
11	362,100	301,000	263,900	208,400
12	370,500	309,500	271,600	215,500
13	378,900	318,000	279,300	222,400
14	387,300	326,400	286,500	229,300
15	394,400	334,800	293,700	236,100
16	401,500	343,100	300,900	242,900
17	408,200	350,800	308,000	249,600
18	413,900	358,500	315,100	256,300
19	418,700	366,200	322,200	262,400
20	423,500	372,500	328,100	266,800
21		378,800	334,000	271,100
22		383,100	339,300	274,200
23		387,400	343,000	
24			346,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十四年十二月十一日 参議院会議録第五号 外務省設置法の一部を改正する法律案外四件

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額							
1	264,000	216,200	192,800	163,700	121,300	95,900	84,400	—
2	273,900	225,300	200,100	170,700	127,100	100,200	87,800	79,000
3	283,900	234,500	207,400	177,700	132,900	105,300	91,300	81,600
4	293,900	243,800	215,000	184,900	138,700	110,400	95,100	84,200
5	303,900	253,200	222,600	192,100	144,500	115,600	99,300	87,400
6	314,200	262,600	230,200	199,300	150,400	120,800	104,200	90,600
7	324,500	271,700	237,800	206,600	156,300	126,100	109,100	93,900
8	334,700	280,900	245,500	213,900	162,500	131,400	113,500	96,700
9	344,900	290,000	253,200	221,200	168,800	136,600	117,600	99,300
10	355,100	298,800	260,800	228,400	175,000	141,700	121,600	102,000
11	361,500	307,300	268,400	235,500	181,200	146,800	125,600	104,500
12	367,100	315,100	275,800	242,400	187,200	151,600	129,300	106,800
13	372,700	321,200	283,100	249,000	193,200	156,400	133,000	108,400
14	377,900	327,300	288,900	255,500	199,200	161,000	136,400	
15	383,100	333,400	294,600	260,900	205,200	165,600	139,800	
16	387,600	337,700	298,500	266,200	210,900	170,100	143,100	
17			302,300	271,000	216,500	174,300	145,800	
18				275,700	221,800	178,300	148,500	
19					279,300	225,700	182,200	151,000
20						282,900	185,800	153,000
21							232,500	188,800
22							235,000	191,100
23							237,500	193,400
24							239,900	195,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	188,900	147,400	126,400	94,800	82,800
2	195,700	153,000	131,400	99,000	86,800
3	202,600	158,700	136,500	103,500	88,800
4	209,500	164,500	141,700	108,100	91,800
5	216,700	170,500	147,000	112,700	94,800
6	224,000	176,500	152,300	117,200	99,000
7	231,400	182,500	157,600	121,700	103,400
8	238,800	188,500	162,900	126,200	108,000
9	246,200	194,500	168,100	130,700	112,600
10	253,700	200,500	173,400	135,200	116,900
11	261,200	206,500	178,700	139,600	121,200
12	268,700	212,500	184,100	144,100	125,500
13	276,000	218,400	189,500	148,600	129,700
14	283,200	224,300	194,800	152,900	133,700
15	290,400	230,200	200,100	157,300	137,700
16	296,900	236,100	205,400	161,700	141,900
17	303,400	242,000	210,700	166,100	146,000
18	309,400	247,800	216,000	170,400	150,000
19	315,200	253,500	221,300	174,600	153,900
20	319,000	259,200	226,300	178,800	157,800
21	322,700	264,300	231,300	183,000	161,700
22	326,400	268,300	236,200	187,200	165,500
23		272,300	240,100	191,400	168,900
24		276,300	244,000	195,600	172,100
25		279,500	247,700	199,800	175,300
26		282,700	250,700	203,900	178,300
27		285,400	253,700	207,800	181,200
28			256,200	211,700	184,100
29				215,300	186,300
30				217,700	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	367,000
2	404,000
3	450,000
4	498,000
5	537,000
6	577,000
7	627,000
8	677,000
9	723,000
10	772,000
11	817,000
12	840,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 この法律（第八条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定（第二十二条第一項及び別表第八の規定を除く。）は昭和五十四年四月一日から、同法第二十二条第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）
昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額及びこれを受けた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算され

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職

員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたこととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）
前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）
昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、改正後の法第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二

号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に改正後の法第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）
切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十二条の六の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。この法律の施行の際改正前の法第十二条の六の規定による住居手当を支給することとされた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定によるこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされた職員のうち、改正後の法第十二条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる職員を除く。この法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日）までの間の住居手

当たついても、同様とする。

(給与の内払)

9 改正後の法の規定を適用する場合において
は、改正前の法の規定に基づいて支給された給
与は、改正後の法の規定による給与の内払となす。

(人事院規則への委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののは
か、この法律の施行に関し必要な事項は、人事
院規則で定める。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改
正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

昭和五十四年十二月七日

衆議院議長 濱尾 弘吉
参議院議長 安井 謙殿

八四〇、〇〇〇円

検査官(会計検査院長を除く。)
人事官(人事院総裁を除く。)

政務次官

公害等調整委員会委員長

内閣官房副長官
総理府総務副長官

侍従長

八三〇、〇〇〇円

八一七、〇〇〇円

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四
年法律第二百五十二号)の一部を次のように改
正する。

第三条第二項中「八十一万円」を「八十四万円」に
改め、同条第三項中「大使」の下に「又は公使」を加
え、「百十三万円」を「大使にあつては五十三万円
又は五十三万七千円、公使にあつては五十三万七
千円」に改め、同条第五項中「二倍」の下に「若しく
は三倍」を加える。

第四条第二項中「一万九千六百円」を「二万三千
円」に、「三万四千円」を「三万五千三百円」に改
める。

第九条中「一万九千六百円」を「二万三千円」に改
める。

別表第一から別表第三までを次のように改め
る。

官	職名	俸給月額
内閣総理大臣		一、一三〇、〇〇〇円
国務大臣		一、五五〇、〇〇〇円
内閣法制局長官		九八〇、〇〇〇円
人政引委員会委員長		
宮内庁長官		

官	職名	俸給月額
内閣総理大臣		七一三、〇〇〇円
国務大臣		五号俸
内閣法制局長官		九八〇、〇〇〇円
人政引委員会委員長		八三〇、〇〇〇円
宮内庁長官		

別表第一(第三条関係)

会計検査院長

中央更生保護審査会の常勤の委員
原子力安全委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表
する委員
宇宙開発委員会の常勤の委員
科学技術会議の常勤の議員
土地鑑定委員会の常勤の委員
航空事故調査委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫

別表第二(第三条関係)

人事院総裁

中央更生保護審査会の常勤の委員
原子力安全委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表
する委員
宇宙開発委員会の常勤の委員
科学技術会議の常勤の議員
土地鑑定委員会の常勤の委員
航空事故調査委員会の常勤の委員
運輸審議会委員
東宮大夫

官 報 (号外)

別表第三（第三条関係）

官 職 名	俸 級	給 月 額
秘書官	八号俸	三三一、〇〇〇円
	七号俸	三〇二、五〇〇円
	六号俸	二七四、〇〇〇円
	五号俸	二四五、五〇〇円
	四号俸	二一九、五〇〇円
	三号俸	一九五、五〇〇円
	二号俸	一七六、〇〇〇円
	一号俸	一六一、五〇〇円
		五〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)第三条第五項及び別表第三の規定は昭和五十四年四月一日から、改正後の法第三条第二項、第四条第二項、第九条、別表第一及び別表第二の規定は同年十月一日から適用する。

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

別表第一及び別表第二を改める。

第25条第二項中「五万三百円」を「五万二千円」に改める。

第24条の二第一項中「二千円」を「三千円」に改める。

第25条第二項中「五千四百五十円」を「五千四百五十円」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
別表第一及び別表第二を次のように改める。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

第十八条第二項中「四千八百五十円」を「五千四百五十円」に改める。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第25条第二項中「五万三百円」を「五万二千円」に改める。

第24条の二第一項中「二千円」を「三千円」に改める。

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改める。

第25条第二項中「五万二千円」を「五万一千円」に改める。

第24条の二第一項中「二千円」を「三千円」に改める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号俸	陸海空	將將將	補補補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉
	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)	俸給月額 (一)	俸給月額 (二)
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	367,000	321,100	277,400	238,500	206,100	—	166,900	146,300
2	404,000	334,300	287,900	246,900	213,400	197,800	174,000	152,900
3	450,000	347,500	298,400	256,400	221,700	205,200	181,200	159,400
4	498,000	360,800	308,600	266,700	230,100	212,500	188,500	166,000
5	537,000	374,100	318,800	277,000	238,500	220,800	195,700	172,700
6	577,000	387,400	329,100	287,500	246,900	229,200	202,900	179,400
7	627,000	400,700	339,500	298,000	255,400	237,400	210,100	186,200
8	677,000	414,000	350,000	308,200	268,900	245,700	217,300	192,900
9	723,000	427,200	360,400	318,300	272,600	253,800	224,500	199,600
10	772,000	436,900	370,800	328,000	281,400	261,900	231,700	206,300
11	817,000	443,900	381,300	337,700	290,200	270,100	239,000	213,000
12		450,800	391,900	347,000	299,100	278,200	246,400	219,700
13			403,000	355,600	307,900	286,100	253,700	226,500
14			410,200	362,300	316,700	294,000	260,500	233,300
15			416,100	369,000	325,300	301,900	267,200	240,200
16			422,000	374,000	333,800	309,200	273,900	247,100
17			427,600	379,000	342,200	314,700	280,100	253,500
18				384,000	348,900	320,100	285,700	259,900
19				389,000	355,600	325,200	291,400	266,000
20				394,000	360,600	330,200	296,900	272,000
21					365,600	335,200	302,200	277,400
22					370,600	340,200	307,200	282,800
23						345,200	312,200	288,100
24								293,200
25								298,200
26								303,200
27								
28								

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

9

(昇給に関する経過措置)

昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超えている職員(同日においてその者の受けた俸給月額が旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢に達した日に受けた俸給月額に対応する号俸の二号俸上位の号俸による俸給月額又はこれに準ずるものとして政令で定める俸給月額(以下この項において「二号俸上位の俸給月額」という。)である職員及び二号俸上位の俸給月額を超えている職員を除く。)については、新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項本文の規定にかかるわらず、旧法第五条第三項において準用する改正前の一般職給与法第八条第六項の政令で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項たゞし書の規定による二号俸上位の俸給月額までの昇給の例に準じて、政令の定めるところにより、昇給させることができるものとして政令で定める年齢を超える職員の同年四月一日後に新法第五条第三項において準用する改正後の一般職給与法第八条第九項の政令で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

(住居手当に関する経過措置)

10 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうち、新法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないとなる期間又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間又は達しないこととなる期間又はおうとするものではありません。

〔古賀雷四郎君登場 拍手〕

○古賀雷四郎君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、外務省設置法の一部を改正する法律案は、中南米諸国との外交関係の重要性にかんがみ、中南米局を設置するとともに、情報文化局文化事業部、アジア局次長及び大阪連絡事務所を廃止する等、外務省の組織について所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、中南米局の設置及び文

ととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条の六の規定にかかるわらず、なお從前の例による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十四条の六の規定による住居手当に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日(同日前に政令で定める事由が生じた職員については、政令で定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

化事業部、大阪連絡事務所等の廃止の理由、在外公館の増員計画、行政改革における一律削減方式の是非等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、許可、認可等の整理に関する法律案及び給与関係三法律案について申し上げます。

許可、認可等の整理に関する法律案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、興行場法等十二法律を改正して、二十四事項の許可、認可等について一括して整理を行おうとするものであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与について全俸給表の全俸給月額を平均三・六%引き上げるとともに、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師等に対する初任給調整手当を改定するほか、五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を超える者は、特別の場合を除き昇給しないものとすること等の措置を講じようとするものであります。

なお、指定職俸給表の改定は本年十月一日に線り下げるとしているほかは、勧告どおり実施することとしております。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。内閣総理大臣及び國務大臣等の俸給月額は据え置くこととしておりまます。

防衛庁職員給与法の一部を改定する法律案は、自衛官手当の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上四法律案を一括し

て審査し、綱紀処正についての政府の方針、行政改革計画の見通し、昇給制度のあり方と人事院の姿勢、週休二日制の実施時期、防衛庁職員の給与体系の検討状況、予備自衛官手当の性格等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、許認可等整理法案に対しても、日本共産党を代表して山中委員より、へい獣処理場等に関する法律及び航空法の一部改正部分を削除する修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山崎理事より、一般職及び特別職職員給与法改正案に賛成、防衛庁職員給与法改正案に反対、日本共産党を代表して山中委員より、一般職員給与法改正案に賛成、特別職及び防衛庁職員給与法改正案に反対する旨の発言があり、順次採決の結果、まず、許認可等整理法案は、山中委員提出の修正案を否決し、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職員給与法改正案は全会一致、特別職職員給与法改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長矢田部理君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十一月二十九日
参議院議長 安井 謙殿

弘吉

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「であつて」を「のうち、人工衛星の無線局(以下「人工衛星局」という。)についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、」に、「移動

範囲」を「移動範囲」に改め、同項第七号中「備えつけ」を「備え付け」に改め、同条に次の二項を加える。

5 人工衛星局の免許を受けようとする者は、第一項又は第二項の書類にそれらの規定に掲げる事項のほか、その人工衛星の打上げ予定期及び使用可能期間並びにその人工衛星局の目的を遂行できる人工衛星の位置の範囲を併せて記載しなければならない。

第九条第四項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改めることとする。

第十五条中「但書」を「ただし書」に、「通信省令」を「郵政省令」に改める。

第十六条第一項中「但し、通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第二十条第一項及び第六項中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第三十五条の二中「含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。
(人工衛星局の条件)

第三十六条の三 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することができるものでなければならぬ。

2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、郵政省令で定める人工衛星局については、この限りでない。

第三十七条中「備えつけ」を「備え付け」、「基づく」を「基づく」に改め、「救命艇用携帯無線電信」の下に「及びレーダー(郵政省令で定めるものを除く。)」を加え、「機器及び」を「機器並びに」に改める。

第六十条の見出し中「備えつけ」を「備付け」に改め、同条中「備えつけ」を「備え付けて」に、「但し、通信省令」を「ただし、郵政省令」に、「備え

ます。

○議長(安井謙君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

け」を「備付け」に改める。

第六十三条第三項中「同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。」を削る。

第六十五条第一項中「それぞれ同表の下欄に掲げる周波数」の下に「(一)の項に掲げる無線局については五百キロヘルツ」を加え、「同表の一の項」を「同表の一の項及び(一)の項」に、「こえない」を「超えない」に改め、「(一)の項」を削り、同項の表の一の項中「定めるもの」の下に「及び(一)の項に掲げる無線局に該当するもの」を加え、「又は郵政省令で定める周波数」を「及び二千五百八十一キロヘルツ」に改め、同項の次に次のように加える。

二千五百八十一
キロヘルツ

一の二 国際航海に從事する船舶の義務船舶局
である船の義務船舶局
第四条第二項の規定による無線電話をもつて無線電信に代えたもの

つけ」を「備付け」に、「並びに」を「及び」に改め、

同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「指定の変更」の下に「若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令」を加える。

附 則

(施行期日)
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

3 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。)でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 電波法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百四十九号)の一部を次のようて改正する。

附則第三項を削る。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十四年十二月六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

〔矢田部理君登壇 拍手〕
○矢田部理君 ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本邦は、一千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備え、船舶局の遭難周波数の監視義務等について所要の措置を定めることを郵政大臣に報告しなければならない。
第九十九条の十一第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「但書」を「たゞし書」に、「備えする規定の整備を図らうとするものであります。

6 第一項の規定により人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずる」に改め、同項第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「指定の変更」の下に「又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命じたこと」を加え、同項の次の一項を加える。

委員会におきましては、去る六日質疑を終え、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(投資)

第二十三条の二 公団は、運輸大臣の認可を受け、公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業で新東京国際空港の円滑かつ効率的な運営に資するものに投資することができる。

前項の規定により公団が投資することができることの範囲は、政令で定める。

第三十九条第二号中「二十四条第一項」を「第二十三条の二第一項、第二十四条第一項」に改め、第四十三条中「一千万円」を「五千万円」に改める。

第四十一条中「三百万円」を「十百万円」に改める。

第四十二条中「三百万円」を「十百万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十三条中「一千万円」を「五千万円」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 〔木忠雄君登壇 拍手〕
○木忠雄君(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○謙長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月六日

参議院議長 安井 謙殿

案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律

律

新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「利便を確保する」を「利便に資する」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

本邦は、一千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の発効に備え、船舶局の遭難周波数の監視義務等について所要の措置を定めることを郵政大臣に報告しなければならない。
第九十九条の十一第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「但書」を「たゞし書」に、「備えする規定の整備を図らうとするものであります。

○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。)でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 〔木忠雄君登壇 拍手〕
○木忠雄君(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

6 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

〔三木忠雄君登壇 拍手〕
○三木忠雄君(安井謙君) ただいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本邦は、新東京国際空港公団が、運輸大臣の認可を受けて、同公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業に投資することができるよう所要の改正を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。)でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 〔木忠雄君登壇 拍手〕
○木忠雄君(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

6 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

〔三木忠雄君登壇 拍手〕
○三木忠雄君(安井謙君) ただいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本邦は、新東京国際空港公団が、運輸大臣の認可を受けて、同公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業に投資することができるよう所要の改正を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。)でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 〔木忠雄君登壇 拍手〕
○木忠雄君(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

6 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

〔三木忠雄君登壇 拍手〕
○三木忠雄君(安井謙君) ただいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本邦は、新東京国際空港公団が、運輸大臣の認可を受けて、同公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業に投資することができるよう所要の改正を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3 この法律の施行前に郵政大臣の行う型式検定に合格した型式のレーダーは、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

4 この法律の施行の際現に船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えているレーダー(前項の規定により検定に合格したとみなされた型式のものを除く。)でこの法律の施行前に改正前の電波法第十条又は第十八条の規定による検査に合格したものは、当該船舶に備えている間は、改正後の電波法第三十七条に規定する検定に合格した型式のものとみなす。

5 〔木忠雄君登壇 拍手〕
○木忠雄君(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

6 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

〔三木忠雄君登壇 拍手〕
○三木忠雄君(安井謙君) ただいま議題となりました新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本邦は、新東京国際空港公団が、運輸大臣の認可を受けて、同公団の委託によりその業務の一部を行う事業及びその業務と密接に関連する事業に投資することができるよう所要の改正を行うものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第一三 外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長世耕政隆君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

(外國為替公認銀行の外國為替持高等)

第十二条の二 大蔵大臣は、本邦通貨の外國為替相場に急激な変動がもたらされることを防止するため又は外國為替公認銀行の国際的信用を維持するため必要があると認めるときは、外國為替公認銀行に対し、政令で定めるところにより、次の制限を課することができます。

一 外國為替持高(政令で定めるところにより算定した外貨資産残高と外貨負債残高との差額に相当する金額をいう)の限度を指示することその他外國為替業務に関する政令で定める要件を満たすべきこと。

二 非居住者から受け入れる本邦通貨をもつて表示される勘定であつて政令で定めるものに金利を付することを禁止すること。

三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行ふことにつき許可若しくは承認を受け又は届出をする義務が課されている場合には、当該許可若しくは承認を受けないで又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

第十三条 支払等
(支払等)
第十四条 主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るために必要なと認めるときは、当該支払又は支払の受領(以下この条及び次条において「支払等」という。)が、第十八条第二項又は次章から第六章までの規定により許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課すことができることとされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対し、政令で定めるところにより、当該支払等について、許可を受ける義務を課すことができる。

(对外取引の支払方法)

第十五条 居住者は、勘定の貸記又は借記による方法その他の政令で定める特殊な方法により、居住者と非居住者との間の取引又は行為に係る債権債務の決済のため、支払等をしようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

第十六条 第二項第一項中「基づく」を「基づく」に、「左に」を「次に」に改め、同項第七号中「支払指図」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同項第九号を次のように改める。

第一条 この法律は、外國為替、外國貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、ともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条から第四条までを次のように改める。

第一条から第四条まで 削除

第六条第一項中「基づく」を「基づく」に、「左に」を「次に」に、「左の」を「次の」に改め、同項第七号中「支払指図」の下に「であつて政令で定めるもの」を加え、同項第九号を次のように改める。

九 削除

第六条第一項第十一号中「及び類似の証券」を削り、「並びに利札引換券」を「利札引換券その他のこれらに類する証券又は証書として政令で定めるもの」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四 削除

第十一条の次に次の一条を加える。

第一条 この法律は、外國為替、外國貿易その他の対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行ふことにより、対外取引の正常な発展を期し、もつて國際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条から第四条までを次のように改める。

第一条から第四条まで 削除

第十八条 大蔵大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るために必要なと認めるときは、支払手段又は証券を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に對し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課すことができる。

第二条から第四条までを次のように改める。

第一条から第四条まで 削除

前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行のため必要があると認めるときは、これと同一の見地から許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課すことができることとされ、支払等について、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対して、当該支払等について、許可を受ける義務を課すことができる。

づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは又は国際收支の均衡若しくは通貨の安定を維持するため特に必要があると認めるとときは、資金を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

(債権の放棄等)

第十九条 主務大臣は、我が国の国際收支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、非居住者に対する債権を保有している居住者に対し、政令で定めるところにより、当該債権の全部又は一部を放棄し又は免除することについて、許可を受ける義務を課することができる。

第四章 資本取引等

(資本取引)

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為(第二十六条第一項各号に掲げるものが行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。)をいう。

一 居住者と非居住者との間の預金契約(定期積金契約、掛金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。第四号において同じ。)又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引(以下この条、第二十二条及び第二十三条において「債権の発生等に係る取引」という。)

二 居住者と非居住者との間の金銭の貸借契約

三 居住者と非居住者との間の預金手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 居住者と他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債務の保証契約又は对外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けること

とができる債権の発生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの外貨証券の取得又は非居住者による居住者からの証券の取扱い

六 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の發行若しくは募集又は非居住者による本邦における本邦における証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八 居住者による不動産若しくはこれに関する権利の行使若しくは募集

九 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法

人による事務所と当該法人の外国における事務所との間の資金の授受(当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。)

十 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

(大蔵大臣の許可を要する資本取引)

第二十一条 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引の当事者となるうとするときは、

一 本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになること。

二 本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること。

三 前項の規定により大蔵大臣が第二十三条第一項に規定する資本取引(次条第一項の規定による届出が既にされたものを除く。)について許可を受ける義務を課する場合においては、当該資本取引が行われたならば、前項各号に掲げる事態のほか、第二十三条第二項各号に掲げる事態のいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せて考慮してするものとする。

(資本取引の届出等)

第二十二条 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)の当事者となるうとするときは、政令で定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、政令で定めるところにより、当該資本取引について、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

一 前条第一号、第三号又は第四号に掲げる資本取引であつて、本邦にある外国為替公認銀行が業として行う資本取引(同条第三号及び

二 前条第一号、第三号又は第四号に掲げる資本取引であつて、本邦にある不動産又はこれに係る権利の取得

三 前条第七号に掲げる資本取引 非居住者のに限る。)以外のもの 居住者

2 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

3 前項の規定により大蔵大臣が第二十三条第一項に規定する資本取引(次条第一項の規定による届出が既にされたものを除く。)について許可を受ける義務を課する場合においては、当該資本取引が行われたならば、前項各号に掲げる事態のほか、第二十三条第二項各号に掲げる事態のいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せて考慮してするものとする。

4 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、居住者による非居住者からの外貨証券の取得(第四号に該当するものを除く。) 居住者

5 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集

6 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における不動産又はこれに係る権利の取得 非居住者

7 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における不動産又はこれに係る権利の取得 非居住者

8 前項第四号の「対外直接投資」とは、居住者による外国法令に基づいて設立された法人の発行

9 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

10 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

11 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

12 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

13 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

14 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

15 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

16 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

17 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

18 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

19 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

20 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

21 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

22 大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならぬ資本取引以外の資本取引(第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。)が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課すことができる。

た証券会社(証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社及び外國証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外國証券会社)をいう。以下この項において「指定証券会社」という。)であるときは又は当該資本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理をする者が指定証券会社であるときは、この限りでない。

一 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸借契約(第四号に該当するものを除く。)に基づく債権の発生等に係る取引又は外國法令に基づいて設立された法人で政令で定めたもの(以下この号において「外国法人」という。)が証券を外國において発行若しくは募集することに伴い当該外国法人のために行われる債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引 居住者

二 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、居住者による非居住者からの外貨証券の取得(第四号に該当するものを除く。) 居住者

三 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者による居住者からの証券の取得 非居住者

四 第二十条第二号、第五号及び第九号に掲げる資本取引のうち、居住者による非居住者からの外貨証券の取得(第四号に該当するものを除く。) 居住者

五 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外貨証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは募集

六 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行若しくは募集

七 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

八 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

九 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一〇 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一一 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一二 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一三 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一四 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一五 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一六 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一七 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

一八 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における外貨証券の発行又は募集

その他の団体

三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に所有されるその株式の数又は出資の金額と他の会社を通じて間接に所有されるものとして政令で定めるその株式の数又は出資の金額とを合計した株式の数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

四 前二号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第一号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。又は役員で代表する権限を有するもののいづれかの過半数を占めるもの対内直接投資等とは、次のいづれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」といいう。）の株式の取得を除く。）

二 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡（非居住者である個人がら前項各号に掲げるものに対して行われる譲渡に限る。）

三 上場会社等の株式の取得（当該取得に係る当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数と、法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有関係その他これに準ずる特別の関係にあるものとして政令で定めるものが所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十を下らない率で政令

で定める率以上となる場合に限る。）

四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意（当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の三分の一以上の割合を占める当該会社の株式の数又は出資の金額を有するものの行う同意に限る。）

五 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更（前項第一号又は第二号に掲げるものが行う政令で定める設置又は変更に限る。）

六 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け（銀行その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第三号又は第四号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。）でその期間が一年を超えるもの

七 前各号のいづれかに準ずる行為として政令で定めるもの

八 外国投資家は、前項各号に掲げる対内直接投資等を行おうとするとき（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定める場合を除く。）は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

4 第二項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）について前項の規定によると、当該届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。

5 第二項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

6 第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第一項又は第三項の規定にかか

が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前二項の規定を適用する。

四 第二項の規定により許可を受ける義務を課されている資本取引に当たるものとして当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止をさせる必要があると認められるもの

五 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第三項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば前項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがあると認めるときは又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第二号若しくは第四号に該当するとして行う貸付け及び前項第三号又は第四号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。）があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第三号若しくは第四号に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該対内直接投資等を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

六 外国投資家は、前項各号に規定する審査に當たり第五十五条の二に規定する外國為替等審議会の意見を聽いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

7 第二項に規定する審査に當たり第五十五条の二に規定する外國為替等審議会の意見を聽く場合において、同審議会が当該事案の性質にかんがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

8 第二項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

9 第二項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第一項又は第三項の規定にかか

わらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（第三項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくとも、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。

7 第二項の規定による勧告を受けたものが、第

四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができない期間は、当該届出を受理した日から起算して第一項又は第三項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

8 大蔵大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変

化その他の事由により、前条第三項の規定によると認めると、当該届出に係る対内直接投資等が行われても、第一項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがない、又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号に該当しなくなつたと認めるときは、第四項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに對し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらに關する必要な事項は、政令で定めること。

(新株の引受権の譲渡)

第二十八条 第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもので会社の株式を所有するものは、その所有する株式につき与えられた新株の引受権を他に譲り渡すことができる。

2 新株引受権証書が発行される場合を除き、前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の

承諾がなければ、会社その他の第三者に對して対抗することができない。

(技術導入契約の締結等の届出等)

第二十九条 非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この項及び第三項において同じ。）及び居住者は、非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の經營に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下「技術導入契約の締結等」という。）をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等に係る契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等が独自に開発した技術につき技術導入契約の締結等をしようとする場合その他政令で定める場合については、適用しない。

3 第一項に規定する技術導入契約の締結等について、同項の規定による届出をした非居住者及び居住者は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る技術導入契約の締結等に係る技術の種類その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(技術導入契約の締結等の変更勧告等)

3 第一項に規定する審査に当たり第五十五条の二に規定する外國為替等審議会の意見を聞く場合において、同審議会が、当該事案の性質にかかるがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合は、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

(設置)

4 第二十七条第四項から第九項までの規定は、第二項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十一条から第四十六条まで 削除

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を來すことになること。

二 当該技術を導入する事業と同種の我が国における事業（関連する事業を含む。）の活動その他我が国經濟の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

(組織及び運営)

第五十五条の三 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命し、その任期は二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を總理する。

4 審議会の委員は、再任されることができる。

5 審議会の委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章中第六十九条の次に次の三条を加える。（対外の貸借及び国際収支に関する統計）

第六十九条の二 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、対外の貸借及び国際収支に関する統計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係行政機関その他の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（主務大臣等）

第六十九条の三 この法律における主務大臣は、政令で定める。

2 この法律における事業所管大臣は、別段の定めがある場合を除き、対内直接投資等又は技術導入契約の締結等に係る事業の所管大臣として、政令で定める。

（経過措置）

第六十九条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

- 第七十条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。
- 一 第七条第四項の規定に違反して取引した者
 - 二 第八条の規定に違反して取引した者
 - 三 第九条第一項の規定に基づく命令の規定に違反して取引した者
 - 四 第十条第一項の規定による認可を受けないで、外国為替業務を営んだ者
 - 五 第十三条（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による停止又は制限に違反した者
 - 六 第十四条第一項の規定による認可を受けないで、外国為替業務を営んだ者（外国為替公認銀行を除く。）
 - 七 第十六条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、又は同条第三項の規定に違反して支払又は支払の受領をした者
 - 八 第十七条の規定による許可を受けないで、支払手段、証券又は貴金属を輸出し又は輸入した者
 - 九 第十八条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、支払手段の規定に基づく命令の規定で定める特殊な方法により支払又は支払の受領をした者
 - 十 第十九条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで、非居住者に対する債権の許可を受けないで、非居住者に対する債権の全部又は一部を放棄し又は免除した者
 - 十一 第二十一条第一項の規定による許可を受けないで資本取引をした者

十二 第二十二条第一項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

十三 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して、資本取引をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

十四 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反してこれららの規定に規定する期間中に資本取引をした者（第十九号に該当する者を除く。）

十五 第二十三条第五項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資本取引をした者

十六 第二十三条第七項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更又は中止の命令に違反して対内直接投資等をした者（第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

十七 第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで資本取引をした者

十八 第二十四条第三項の規定の適用のある取引につき、同条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

十九 第二十四条第三項の規定又は同条第四項において準用する第二十三条第三項の規定に違反してこれららの規定に規定する期間中に資本取引をした者

二十 第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

二十一 第二十五条の規定による許可を受けないで同条の規定に基づく命令の規定で定める取引をした者

二十二 第二十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者（同条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十三 第二十六条第四項の規定に違反して、同一項目に規定する期間（第二十七条第一項又は

第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間）中に對内直接投資等をした者（第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十四 第二十七条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、対内直接投資等をした者（第二十六条第五項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

二十五 第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、技術導入契約の締結等をした者

二十六 第二十九条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間（第三十条第一項又は第三項の規定により延長された期間）中に技術導入契約の締結等をした者

二十七 第三十条第四項において準用する第二十七条第五項の規定に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十八 第三十条第四項において準用する第二十七条第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して技術導入契約の締結等をした者

二十九 第四十八条第一項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

三十 第五十一条の規定に基づく命令の規定に違反して貨物の船積をした者

三十一 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

三十二 第五十三条の規定による貨物の輸出又は輸入の禁止に違反して輸出又は輸入をした者

三十三 第五十四条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十四 第五十五条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十五 第五十六条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十六 第五十七条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十七 第五十八条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十八 第五十九条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

三十九 第六十条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十 第六十一条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十一 第六十二条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十二 第六十三条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十三 第六十四条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十四 第六十五条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十五 第六十六条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十六 第六十七条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十七 第六十八条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十八 第六十九条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

四十九 第七十一条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

五十 第七十二条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

五十一 第七十三条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

五十二 第七十四条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

五十三 第七十五条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

五十四 第七十六条の規定による貨物の輸出又は輸入をした者

受けないで、外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所を新設した者若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務の内容を変更した者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務を廃止した者

二 第十一条の規定による承認を受けないで同条に規定する取扱を結んだ者

三 第十二条（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して取引した者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者

六 第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者（第七十条第十三号に該当する者を除く。）

七 第四十九条の規定に基づく命令の規定に違反して、十分な証明をせず、又は虚偽の証明をした者

八 第六十七条の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第六十九条第一項の規定に該当する者（第六十一条並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の

他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第七十条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

2 第二十六条第一項第二号及び第四号並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを处罚する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則中第二項から第四項までを削り、第一項を付し、附則に次の四条を加える。

第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の四条を加える。

(非居住者である個人等による株式取得の特例)

第二条 当分の間、大蔵大臣及び事業所管大臣は、非居住者である個人及び外国法令に基いて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体(以下「非居住者である個人等」という。)が、特定の会社の一一定数量以上の株式等(第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等の株式その他政令で定める證券をいう。以下同じ。)の取得をすることとなつた場合において次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、株式等を発行している会社で当該審査の対象とすべきものを指定することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を來すことになること。

二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

2 前項の「事業所管大臣」とは、同項に規定する取得がされようとする会社の當管事業の所管大臣として、政令で定めるものをいう。

3 第一項の「一定数量以上の株式等」とは、非居住者である個人等が既に所有している特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者(法

人その他の団体を含む。以下同じ。)が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含み、非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。)の数

(株式にあつては株式の数を、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。)に非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等(非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで取得しようとする株式等を含む。)の数を合計した場合

には、当該株式等の数が当該会社の発行済株式の総数に対し百分の二十五を下らない率で政令で定める率以上となる場合の当該株式等をいう。

第三条 前条第一項の規定による会社の指定がされた場合において、当該指定がされた後に非居住者である個人等が当該指定をされた会社の一一定数量以上の株式等の取得(第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得を除く。)をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならないものとし、当該取得について準用する。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を來すことになること。

二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

3 第一項の「事業所管大臣」とは、非居住者である個人等が前条第一項の規定による届出をしたところにより、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

4 非居住者である個人等のため当該非居住者である個人等とみなして、前条の規定を適用する。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出(前項の規定により非居住者である個人等とみなされる非居住者である個人等以外の者による届出を含む。次項において同じ。)があつた場合において、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得がされたならば前条第一項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該一定数量以上の株式等の取得をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができ

る。

6 第二十七条第二項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において必要な技術的流替えは、政令で定める。

7 第二十七条第二項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において必要な技術的流替えは、政令で定める。

8 法人(第二十六条第一項第二号及び第四号並びに附則第三条第二項の規定に違反して株式等の取得をした者(同条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。))に違反して株式等の取得をした者

9 法人(第二十六条第一項第二号及び第四号並びに附則第三条第三項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に

対してそれぞれ第一項又は前項の罰金刑を科す。

管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得に係る株式等の数量その他からみて特に支障がないと認めることは、当該期間を短縮することができる。

4 非居住者である個人等以外の者が非居住者であるときは、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

1 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をせしめた者

2 附則第三条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間(同条第五項の規定又は同条第六項において準用する第二十七条第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間)中に株式等の取得をした者

3 附則第三条第六項において準用する第二十二条第五項の規定に違反して株式等の取得をした者

4 附則第三条第六項において準用する第二十二条第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して株式等の取得をした者

5 附則第三条第六項において準用する第二十二条第八項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

6 附則第三条第六項において準用する第二十二条第九項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

7 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

8 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十一項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

9 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十二項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

10 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十三項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

11 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十四項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

12 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十五項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

13 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十六項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

14 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十七項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

15 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十八項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

16 附則第三条第六項において準用する第二十二条第十九項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

17 附則第三条第六項において準用する第二十二条第二十項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

18 附則第三条第六項において準用する第二十二条第二十一項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

19 附則第三条第六項において準用する第二十二条第二十二項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

ならない。

第五条 次の各号の一に該当する者(附則第三条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。)は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

第六条 次の各号の一に該当する者(附則第三条第六項において準用する第二十七条第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間中に株式等の取得をした者)

第七条 第五項の規定による変更又は中止の命令に違反して株式等の取得をした者

第八条 第六項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

第九条 第七項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

第十条 第八項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

第十一条 第九項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十二条 第十項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十三条 第十一項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十四条 第十二項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十五条 第十三項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十六条 第十四項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十七条 第十五項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十八条 第十六項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

十九条 第十七項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

二十条 第十八項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

二十一条 第十九項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

二十二条 第二十項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

二十三条 第二十一項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

二十四条 第二十二項の規定による届出をして、株式等の取得をした者

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置
法の一部を改正する法律案
国際協定の締結等に伴う漁業離職者臨時
措置法及び特定不況業種離職者臨時
措置法の一部を改正する法律
(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法の一部改正)

**第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)
の一部を次のように改正する。**

附則第二項中「施行の日から起算して二年を
経過した日に」を「昭和五十八年六月三十日限
り」に改める。
(特定不況業種離職者臨時措置法の一部改正)

十二条 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五
十二年法律第九十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第二項中「施行の日から起算して二年を
経過した日に」を「昭和五十八年六月三十日限
り」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
角膜及び腎臓の移植に関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十四年十二月十日

衆議院議長 麻尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

角膜及び腎臓の移植に関する法律
(この法律の趣旨)
第一条 この法律は、角膜移植術による視力障害
者の視力の回復及び腎臓移植術による腎臓機能
障害者に対する腎臓機能の付与に資するため、

死体から眼球又は腎臓を摘出すること等につき
必要な事項を規定するものとする。

(医師の責務)
第二条 医師は、角膜又は腎臓の移植を行うに当
たつては、診療上必要な注意をしなければなら
ない。

(眼球又は腎臓の摘出)
第三条 医師は、視力障害者の視力の回復を図る
目的で行われる角膜移植術に使用されるための
眼球を、死体から摘出することができる。

2 医師は、腎臓機能障害者に腎臓機能を付与す
る目的で行われる腎臓移植術に使用されるため
の腎臓を、死体から摘出することができる。

3 医師は、第一項又は前項の規定による死体か
らの眼球又は腎臓の摘出をしようとするとき
は、あらかじめ、その遺族の書面による承諾を
受けなければならない。ただし、死亡した者が
生存中にその眼球又は腎臓の摘出について書面
による承諾をしており、かつ、医師がその旨を
遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないと
き、又は遺族がないときは、この限りでない。
(摘出してはならない場合)

第四条 医師は、死体又は変死の疑いのある死
体から、眼球又は腎臓を摘出してはならない。
(礼意の保持)

第五条 第三条の規定により死体から眼球又は腎
臓を摘出するに当たつては、礼意を失わないよ
うに特に注意しなければならない。
(省令への委任)

第六条 この法律に定めるもののほか、第三条の
規定による眼球又は腎臓の摘出及び同条の規定
により摘出した眼球又は腎臓の取扱いに關し必
要な事項は、厚生省令で定める。
(使用しなかつた部分の眼球又は腎臓の処理)
第七条 病院又は診療所の管理者は、第三条の規
定により死体から摘出した眼球又は腎臓であつ
て、角膜移植術又は腎臓移植術に使用しなかつ
た部分の眼球又は腎臓を、厚生省令で定めると
ころにより処理しなければならない。

ころにより処理しなければならない。
(眼球又は腎臓のあつせんの許可)

業として死体の眼球又は腎臓の提供のあ
つせんをしようとするときは、厚生省令で定め
るところにより、厚生大臣の許可を受けなけれ
ばならない。

第八条 第八条の規定に違反した者は、六月以
下の罰金に処する。

第九条 第七条の規定に違反した者は、十万円以
下の罰金に処する。

第十条 第八条の規定に違反した者は、六月以
下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用者その他の従業者が、その法人又は人の業
務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為
者を罰するほか、その法人又は人に対し、同
項の罰金刑を科する。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を経
過した日から施行する。

2 角膜移植に関する法律(昭和三十三年法律第
六十四号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に前項の規定による廃止前
の角膜移植に関する法律(以下「旧法」という。)
第二条の規定による遺族の書面による承諾を受
けている場合の視力障害者の視力の回復を図
ための角膜移植術を行ふ必要があるときに行う
死体からの眼球の摘出については、なお從前の
例による。

4 旧法第二条の規定による眼球の摘出(前項に
規定する眼球の摘出を除く。)及び同条の規定に
より摘出した眼球又は腎臓の取扱いに關し必
要な事項は、厚生省令で定める。

5 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定に
よる摘出した眼球の取扱い並びに同条の規定に
より摘出した眼球であつて角膜移植術に使用し
なかつた部分の眼球の処理については、なお從
前の例による。

6 本法律案は、漁業離職者及び特定不況業種離職
者の発生が今後においても引き続き予想される状
況にかかるがみ、昭和五十五年一月二日に効力を失
うこととなつております。国際協定の締結等に伴う
漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離
職者臨時措置法の有効期限を延長し、それぞれ
昭和五十八年六月三十日までとするものであります。

5 この法律の施行の際現に旧法第七条の規定に

より眼球の提供のあつせんの許可を受けている
者は、第八条の規定により眼球の提供のあつせ
んの許可を受けた者とみなす。

この法律の施行前にした行為及び附則第四項
の規定により從前の例によることとされる旧法
第六条の規定による角膜移植術に使用しなかつ
た部分の眼球の処理に係るこの法律の施行後に
した行為に対する罰則の適用については、なお
従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)
第七条 第四十二号の三中「角膜移植に関する
法律(昭和二十二年法律第六十四号)」を「角膜及
び腎臓の移植に関する法律(昭和五十四年法律
第 号)」に、「基き」を「基づき」に、「眼球」
を「眼球又は腎臓」に改める。

第十条第二号の四中「角膜移植に関する法律」
を「角膜及び腎臓の移植に関する法律」に改め
る。

第八条 第二号の二中「基き」を「基づき」に、「眼球」
を「眼球又は腎臓」に改める。

第十条第二号の四中「角膜移植に関する法律」
を「角膜及び腎臓の移植に関する法律」に改め
る。

〇久保宣君 ただいま議題となりました二法律案
につきまして、社会労働委員会における審査の経
過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際協定の締結等に伴う漁業離職者臨時措置
法の一部を改正する法律案について申し上げま
す。

本法律案は、漁業離職者及び特定不況業種離職
者の発生が今後においても引き続き予想される状
況にかかるがみ、昭和五十五年一月二日に効力を失
うこととなつております。国際協定の締結等に伴う
漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離
職者臨時措置法の有効期限を延長し、それぞれ
昭和五十八年六月三十日までとするものであります。

委員会におきましては、最近の雇用・失業動向

と今後の見通し、漁業離職者対策の実績と業務の改善策、積雪寒冷地における労働者対策など諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、角膜及び腎臓の移植に関する法律案について申し上げます。

本案の主なる内容は、第一に、移植が適正かつ安全に行われるよう、移植に当たる医師の責務を明らかにすること。

第二に、医師は、移植術に使用されるための眼球または腎臓を死体から摘出することができる」と。

なお、摘出については、あらかじめその遺族の書面による承諾を要するものとすること。ただし、提供者本人が生前書面で承諾しており、かつ、医師がその旨を遺族に告知し、遺族がその摘出を拒まないとき、または遺族がないときは、遺族の書面により承諾がなくともよいこととする」と。

第三に、変死体等からの眼球または腎臓の摘出禁止及び死体に対する礼意の保持等について規定すること。

第四に、業として提供のあっせんをしようとするときは、厚生大臣の許可を受けなければならぬこととするほか、角膜移植に関する法律はこれを廃止すること等であります。

なお、本案は衆議院社会労働委員長提出にかかるものであります。

委員会におきましては、腎臓機能障害者に対する医療給付の現状とあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

のと決しました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもって可決されました。

君、立田清士君、松村清之君を

任命したことについて、それぞれ本院の承認または同意を求めてまいりました。

まず、原子力委員会委員、運輸審議会委員、電波監理審議会委員、日本放送協会経営委員会委員、地方財政審議会委員、及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち中島二郎君の任命について採決をいたしました。

内閣申出のとおり、いずれも承認または同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、いずれも承認または同意することに決しました。

内閣申出のとおり、いずれも承認または同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、いずれも承認または同意することに決しました。

内閣申出のとおり、いずれも承認または同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、全会一致をもっていすれも承認することに決しました。

内閣申出のとおり、いずれも承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、社会保険審査会委員、及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち及川富士雄君の任命について採決をいたしました。

内閣申出のとおり、いずれも承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもっていすれも承認することに決しました。

内閣申出のとおり、いずれも承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもっていすれも承認することに決しました。

内閣申出のとおり、いずれも承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 次に、日程に追加して、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長峯山昭範君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十二月七日

参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 麻尾 弘吉

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「聾者、啞者、盲者」を削る。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二 社団法人又ハ財團法人ニ非ナルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六十七条第一項の次に次の二項を加える。

主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七十一条中「条件」の下に「若クハ主務官庁ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ

為サザルトキ亦同ジ

第七十七条第一項中「破産」の下に「及ビ設立

許可ノ取消」を加え、「又何レノ場合ニ於テモ」

を「且ツ」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス
第八十四条中「五円以上二百円以下」を「五十万円以下」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三ノ二　主務官厅ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

第一編第二章第四節中第八十四条の次に次の二条を加える。

二条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「条件」の下に「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のように加える。

正当当事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

第二十三条に次の二条を加える。

前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　民法第七十一条又ハ第二十三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキトキハ主務官厅ハ予メ法人ノ理事ニ付キ聴聞ヲ為スベシ但法人ノ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ此限ニ在ラズ
第二十五条の次に次の二条を加える。

ヲ為シタル日ヨリ二十日ヲ経過シタル時ニ其
効力ヲ生ズ
第二十五条ノ三 第二十五条ノ処分ヲ為シタル
トキハ主務官厅ハ法人ノ各事務所ノ所在地ノ
登記所ニ解散ノ原因及ビ年月日ノ登記ノ嘱託
ヲ為スベシ
(施行期日)
附 則

(四号)の一部を次のように改正する。
第一百二十二条の次に次の一条を加える。
第一百二十二条ノ一 法人ノ設立許可ノ取消又ハ解散ノ命令ニ因ル解散ニ際ニ就職シタル清算人ノ登記ノ申請書ニハ理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
(**国家公務員法の一部改正**)
第七条 国家公務員法の一部を次のように改正す
る。

改め、「登録」との下に、同法第七十七条第一項中「破産及ビ設立許可ノ取消」とあるのは「破産」とを加える。
(日本労働協会法の一部改正)
第十一条 日本労働協会法(昭和三十三年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。
第八条及び第三十九条中「第六十七条第一項」を「第六十七条第三項」に改める。
(職業訓練法の一部改正)
第十二条 職業訓練法(昭和四十四年法律第六十

第八十四条ノ二 第三十四条ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ十万円以下ノ過料ニ處セラル
第十五条中「二百円」を「五万円」に改める。
(民法施行法の一部改正)
第二条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「条件」の下に「若クハ主務官厅
ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を
「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目
的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条
に後段として次のように加える。

(法人の解散の登記に関する経過措置)
妨げない。

第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に関しては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

「一」に改め、「「登録」との下に「同法第七十七
条第一項中「破産及び設立許可」の取消」とあるの
は「破産」とを加える。

項及び第三項、第七十七条第二項並びに」に改める。

為サザルトキ亦同ジ
第二十三条に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七
条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看
做ス

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により從前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百一）

和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のと
うに改正する。

第二十五条 民法第七十一条又ハ第二十三条ノ規定ニ依ル处分ヲ為スベキトキハ主務官庁ハ予メ法人ノ理事ニ付キ曉聞ヲ為スベシ但法人ノ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ此限ニ在ラズ

十号) 第百八条の四、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十四条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号) 第十一条において準用する民法第八十四条の規定により科すべき過料の額については、当分の間、なお従前の例によ

段として次のように加える。
この場合において、同法第七十七条第一項
中「破産及び設立許可」を取消」とあるのは、
「破産」と読み替えるものとする。
(地方公務員法の一部改正)

2 前項の規定は、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第三十三条の規定により科すべき過料の額について準用する。
（非訟事件手続法の一部改正）

第五十四条中「民法第三十八条第一項」を「民法第三十四条ノ一」、第三十八条第二項に、「並び第七十一条」を「第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二並びに非訟事件手続法第一百二十二条ノ二」とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

官 報 (号)

法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該調査士に対し、注意を促し、又は必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

第十七条の三を第十七条の四とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(建議等)

第十七条の三 日本土地家屋調査士会連合会は、調査士の業務又は制度について、法務大臣に建議し、又はその諮問に答申することができる。

第十八条中「試験」の下に「資格の認定」を加える。

第十九条第一項中「又はこれらを」を「これらを」に改め、「申請手続」の下に「又はこれに係る審査請求の手続」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、弁護士が審査請求の手続をする場合は、この限りでない。

第二十条中「一万円」を「十万円」に改める。

第二十一条中「二万円」を「二十万円」に改める。

第二十二条中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十三条第一項中「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「五千円」を「五万円」に改める。

第二十四条中「第十七条の三」を「第十七条の四」に、「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

(不格事由に関する経過措置)

2 この法律の施行の際改正後の土地家屋調査士法第四条各号の一に該当する者で改正前の土地家屋調査士法第四条に該当しないものに対しては、当該事由について、改正後の土地家屋調査士法第四条の規定は、適用しない。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
第九条中「四十三万四千円」を「四十五万円」に改める。

別表(第二条関係)

一 号		五七七、〇〇〇円
二 号		四九八、〇〇〇円
三 号		四五〇、〇〇〇円
四 号		四〇四、〇〇〇円
五 号		三三一、八〇〇円
六 号		三〇五、九〇〇円
七 号		二七五、六〇〇円
八 号		二五四、九〇〇円
九 号		一三五、五〇〇円
十 号		二一七、四〇〇円
十一 号		二〇四、七〇〇円
十二 号		一九〇、五〇〇円
十三 号		一八二、二〇〇円
十四 号		一六四、三〇〇円
十五 号		一五七、一〇〇円
十六 号		一四六、九〇〇円
十七 号		一四〇、八〇〇円

与は、新法の規定による報酬その他の給与の内
払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律
による改正後の裁判官の報酬等に関する法律
(以下「新法」という。) 別表判事補の項及び簡易
裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分
の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第十分
五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等
裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所
判事の項一号から四号までに係る部分の規定は
同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この
法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法
律の規定に基づいて支給された報酬その他の給
与の内閣提案は本院においてこれを可決し
たた。

右の内閣提案は本院においてこれを可決し
たた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年十一月七日

参議院議長 安井 謙殿 犀尾 弘吉

檢

事

十 六 号		三〇五、九〇〇円
十 五 号		二七五、六〇〇円
十 四 号		二五四、九〇〇円
十 三 号		二三五、五〇〇円
十 二 号		二〇四、七〇〇円
十 一 号		一九〇、五〇〇円
十 号		一八二、二〇〇円

十 七 号	一六四、三〇〇円	○峯山昭範君登壇 拍手
十 八 号	一五七、一〇〇円	ただいま議題となりました四法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
十 九 号	一四六、九〇〇円	まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案は、準禁治産宣告の要件を合理化するとともに、いわゆる休眠法人を整理する措置を講ずる等民法法人に関する規定を整備しようとするものであります。
二 十 号	一四〇、八〇〇円	土地家屋調査士法の一部を改正する法律案は、臣による資格認定の制度を設けるとともに、土地家屋調査士の職責、業務及び登録等について規定を整備し、その制度の充実強化を図ろうとするものであります。
二 号	三二一、八〇〇円	次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。
三 号	一〇五、九〇〇円	委員会におきましては、以上四法案を一括して議題とし、公益法人に対する監督命令の運用、登記関係職員の増員、及び裁判官、検察官の給与のあり方、特に手当等について質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願います。
四 号	一七五、六〇〇円	質疑を終わり、別に討論もなく、四法案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
五 号	一二四、九〇〇円	以上御報告いたしました。(拍手)
六 号	一三五、五〇〇円	○議長(安井謙君) これより四案を一括して採決いたします。
七 号	一一七、四〇〇円	〔賛成者起立〕
八 号	一〇四、七〇〇円	○議長(安井謙君) 四案は全会一致をもつて可決されました。
九 号	一九〇、五〇〇円	
十 号	一八二、一〇〇円	
十一号	一六四、三〇〇円	
十二号	一五七、一〇〇円	
十三号	一四六、九〇〇円	
十四号	一四〇、八〇〇円	
十五号	一三一、五〇〇円	
十六号	一一四、〇〇〇円	

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察署検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の

項目から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

○議長(安井謙君) これより四案を一括して採決いたします。	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	○議長(安井謙君) 〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
〔賛成者起立〕	私学に対する大幅国庫助成等に関する請願(四十一件)	石油関連製品の供給・価格安定に関する請願〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
四案に賛成の諸君の起立を求めます。	重要文化財蕪村屏風修復に関する請願	障害者のための建物・道路・交通機関改善等に関する請願(意見書案付)
	大幅私学助成に関する請願	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
	私学の学費値上げ抑制等に関する請願	教職員定数の最低保障率存続に関する請願
	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

高校増設のため地方税財政制度改革に関する請願(七件)	加工用果実の価格安定対策確立に関する請願	日沖繩及び北方問題に関する特別委員長外六委員長から報告書が提出されましたが北方領土復帰実現に関する請願外五十八件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	加工用果実の価格安定対策事業の対象品目に「加工用もも」を加えることに関する請願	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕	

肢体障害者の在宅投票に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(安井謙君) これらの請願は、各委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

一、昭和四十二年度以後における地方公務員

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二)

一、地方行政の改革に関する調査
○号)

一、検察及び裁判の運営等に関する調査
法務委員会

一、国際情勢等に関する調査
外務委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
逓信委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
逓信委員会

一、航空機輸入に関する調査特別委員会

一、航空機輸入に関する調査
科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会

一、公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会

内閣委員会
一、昭和四十二年度以後における国家公務員
共済組合等からの年金の額の改定に関する
法律等の一部を改正する法律案(閣法第一
六号)
一、昭和四十二年度以後における公共企業体
職員等共済組合法に規定する共済組合が支
給する年金の額の改定に関する法律及び公
共企業体職員等共済組合法の一部を改正す
る法律案(閣法第一九号)
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関
する調査
一、國の防衛に関する調査
地方行政委員会

公害対策及び環境保全特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査
交通安全管理特別委員会

一、交通安全対策樹立に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会

○議長(安井謙君) 本件は、各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

農林水産委員会
一、昭和四十四年度以後における農林漁業団
体職員共済組合からの年金の額の改定に関する
法律等の一部を改正する法律案(閣法第一
八号)
一、労働問題に関する調査
社会労働委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査
社会安全保障制度等に関する調査
一、昭和五十年度政府関係機関決算書
和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭
和五十一年度国税収納金整理資金受払計算
書、昭和五十一年度政府関係機関決算書
昭和五十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書
一、昭和五十一年度国有財産増減及び現在額
する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する
件
沖繩及び北方問題に関する特別委員会
一、沖繩及び北方問題についての対策樹立に
関する調査
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
一、災害対策樹立に関する調査
各会議におかれましては、今後とも御自愛の上、
感謝の意を表する次第でございます。

一層御活躍あらんことを祈つてやみません

これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席者は左のとおり。

議長

和泉	淳夫君	渡部	通子君	桑名	義治君	井上	計君	照雄君	和泉	淳夫君
峯山	昭範君	柳澤	鍊造君	原田	立君	上林繁次郎君	三治	重信君	峯山	昭範君
原田	立君	柳澤	鍊造君	原田	立君	上林繁次郎君	三治	重信君	原田	立君
遠藤	政夫君	阿部	憲二君	馬場	富君	三木	忠雄君	内田	善利君	
栗林	卓司君	金丸	三郎君	中野	明君	龜長	友義君	矢原	秀男君	
田代	富士男君	木島	則夫君	馬場	富君	塙出	啓典君	藤原	房雄君	
金井	元彥君	黒柳	明君	阿部	憲二君	三木	忠雄君	内田	善利君	
鈴木	一弘君	河本	嘉久藏君	金丸	三郎君	龜長	友義君	矢原	秀男君	
波谷	邦彦君	柏原	正義君	木島	則夫君	塙出	啓典君	藤原	房雄君	
藤井	恒男君	ヤス君	正義君	中村	利次君	三木	忠雄君	内田	善利君	
片山	正英君	丙午君	正義君	藤井	正義君	龜長	友義君	矢原	秀男君	
二宮	文造君	白木義一郎君	正義君	片山	正英君	塙出	啓典君	藤原	房雄君	

源田	実君	大谷藤之助君	塙田十一郎君	小林	大石	武一君	盛君	国司君	山崎	上條	吉田	中村	榎二君	愛子君	志村	鈴木	正一君	佐々木	満君	岩崎	純三君	高橋	圭三君	下条	進君	最上	進君	北	修二君	田	英夫君	喜屋武真榮君	市川	房枝君	円山	雅也君	八木	一郎君	新谷寅三郎君	中尾	辰義君	小平	芳平君
----	----	--------	--------	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	-----	-----	----	----	-----	-----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	---	-----	---	-----	--------	----	-----	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----

上原	田渕	多田	下村	正吉君
前島英三郎君	省吾君	泰君	泰君	
青島	幸男君	秦		
有田	豐君	一寿君		
熊谷	弘君	武雄君		
田原		成相		
後藤		善十君		
森下		正夫君		
竹内		泰君		
野呂田芳成君		潔君		
古賀雷四郎君				
原文兵衛君				
斎藤十朗君				
梶木又三君				
初村滝一郎君				
安田隆明君				
細川護熙君				
中山太郎君				
郡祐二君				
江藤智君				
熊谷太三郎君				
二木謙吾君				

堀内	夏目	山東	楠
前田	忠雄君	昭子君	正俊君
平井	田代由紀男君	俊夫君	
中村	穣男君	卓志君	
福島	中村啓一君	啓一君	
福島	茂夫君	卓志君	
降矢	敬義君	茂夫君	
衛藤征士郎君	敬義君	穣男君	
宮田	輝君	穣男君	
福岡日出麿君	輝君	穣男君	
秦野	竜君	穣男君	
中村	太郎君	穣男君	
坂元	親男君	穣男君	
青井	政美君	穣男君	
石破	二朗君	穣男君	
鳴崎	均君	穣男君	
石本	茂君	穣男君	
鈴木	省吾君	穣男君	
上田	茂君	穣男君	
加藤	穣君	穣男君	
丸茂	重貞君	穣君	
小澤	武德君	穣君	
町村	太郎君	穣君	
伊江	金五君	穣君	
遠藤	朝雄君	穣君	
要君			

戸塚	鍋島	望月	邦夫君
増岡	直紹君	岩上	二郎君
八水君	山本	三浦	岩上
康治君	富雄君	八水君	邦夫君
林	寛子君	藤井	裕久君
寛子君	高平	高平	公友君
浅野	林	林	寛子君
拡君	中西	中西	林
一秋君	一郎君	一郎君	道君
藤川	燒山威一郎君	燒山威一郎君	道君
燒山威一郎君	寺下	寺下	岩藏君
一秋君	安孫子藤吉君	安孫子藤吉君	藤田
拡君	正明君	正明君	正利君
林	松垣徳太郎君	松垣徳太郎君	木村
道君	徳永	徳永	睦男君
藤田	世耕	世耕	光教君
岩藏君	政隆君	政隆君	植木
一郎君	久次徳太郎君	久次徳太郎君	岩動
道君	正利君	正利君	長谷川
岩動	木村	木村	信君
道行君	睦男君	睦男君	森田
長谷川	光教君	光教君	重郎君
信君	植木	植木	糸山英太郎君

村沢	真鍋	賢二君	野末	陳平君
坂野	永野	嚴雄君	坂野	重信君
久保	広田	幸一君	井上	吉夫君
岡田	岡田	亘君	浜本	万三君
西村	西村	尚治君	和田	静夫君
浜本	浜本	尚治君	園田	清充君
長田	長田	裕二君	和田	静夫君
山崎	山崎	昇君	園田	清充君
坂倉	坂倉	藤吾君	長田	裕二君
下田	下田	京子君	西村	尚治君
大森	大森	昭君	浜本	万三君
山中	山中	郁子君	西村	尚治君
安恒	安恒	良一君	井上	吉夫君
大木	大木	正吾君	岡田	岡田
神谷信之助君	志苦	裕君	岡田	広君
赤桐	青木	薪次君	西村	尚治君
寺田	小笠原貞子君	操君	浜本	万三君
	熊雄君		西村	尚治君

高杉	健忠君	降矢	敬雄君
高橋	久興君	勝又	武一君
龜井	譽富君	矢田部	理君
大島	友治君	大鷹	淑子君
目黒	今朝次郎君	内藤	三郎君
山内	一郎君	片岡	勝治君
土屋	義彦君	河野	謙三君
瀬谷	英行君	小野	明君
佐藤	三吾君	安武	洋子君
鵜山	篤君	吉田	正雄君
丸谷	敏雄君	小巻	金保君
橋本	敦君	森下	昭司君
大	対馬	小山	一平君
孝	日君	杏虎タケ子君	宮之原貞光君

立木 洋君	佐藤 昭夫君	運輸政務次官	橋橋 進君
小谷 守君	竹田 四郎君	郵政政務次官	長谷川 信君
田中寿美子君	野口 忠夫君	自治政務次官	安田 貴六君
栗原 俊夫君	市川 正一君		
藤田 進君	村田 秀三君		
吉田忠三郎君	戸叶 武君		
上田耕一郎君			
國務大臣			
内閣総理大臣	大平 正芳君		
法務大臣	倉石 忠雄君		
外務大臣	竹下 登君		
臨時代理大臣	正示啓次郎君		
厚生大臣	野呂 恭一君		
運輸大臣	地崎宇三郎君		
郵政大臣	大西 正男君		
労働大臣	藤波 孝生君		
自治大臣	後藤田正晴君		
(總理府総務長官)	小渊 恵三君		
(國務大臣)	宇野 宗佑君		
(行政管理庁長官)	久保田円次君		
(國務大臣)	長田 裕二君		
政府委員			
環境政務次官			
厚生政務次官			
今井 勇君	山東 昭子君		
土地収用法第百三十一条第一項に係る公害等調査			
同日次の質問主意書を内閣に転送した。			
任を許可し、その補欠を指名した。			
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
沖縄及び北方問題に関する特別委員			
物価等対策特別委員			
辯任			
橋本 敦君	渡辺 武君		
補欠			
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十四年度第一・四半期における予算使			
用の状況の報告を受領した。			
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付対した。			

原田 立君	相沢 武彦君	多田 省吾君	藤原 房雄君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
黒柳 明君	矢原 秀男君	渡辺 武君	小巻 敏雄君	
決算委員	決算委員	文教委員	文教委員	物価等対策特別委員
矢原 秀男君	黒柳 明君	森下 昭司君	対馬 孝旦君	辞任
神谷信之助君	安武 洋子君	小巻 敏雄君	渡辺 武君	補欠
議院運営委員	議院運営委員	農林水産委員	農林水産委員	
矢追 秀彦君	馬場 富君	丸谷 金保君	野口 忠夫君	同日議長において選任した理事は次のとおりである。
辞任	補欠	辞任	補欠	
内閣委員	内閣委員	大蔵委員会	大蔵委員会	
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	地方行政委員	地方行政委員	
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案	法務委員	法務委員	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	商工委員	商工委員	
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。	通信委員	通信委員	
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(上原康助君外五名提出)	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(上原康助君外五名提出)	建設委員	建設委員	
同日議長は、フリードリヒ・エーベルト・トイツ		菅野 儀作君	青木 薫次君	同日議長は即日これを委員会に付託した。
福岡 知之君	吉田忠三郎君	小野 明君	中村 稔二君	
片岡 勝治君	小野 明君	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	
大蔵委員	大蔵委員	通信委員	通信委員	
辞任	辞任	辞任	辞任	
外務委員	外務委員	商工委員会	商工委員会	
菅野 儀作君	赤桐 操君	小笠原貞子君	高橋 球富君(世耕政隆君の補欠)	
小野 明君	操君	対馬 孝且君	理事 中村 太郎君(梶木又三君の補欠)	
片岡 勝治君	志苦 裕君	丸谷 金保君	理事 細川 譲照君(藤田正明君の補欠)	
	志苦 裕君	野口 忠夫君	理事 中村 利次君(中村利次君の補欠)	
	志苦 裕君	赤桐 操君	理事 前田 熊男君(後藤正夫君の補欠)	
	志苦 裕君	赤桐 操君	理事 中村 啓一君(大谷藤之助君の補欠)	
	志苦 裕君	丸谷 金保君	理事 真鍋 賢二君(古賀雷四郎君の補欠)	
	志苦 裕君	坂倉 藤吾君	理事 山本 富雄君(安田隆明君の補欠)	
	志苦 裕君	坂倉 藤吾君	理事 増田 盛君(堀内俊夫君の補欠)	
	志苦 裕君	立君	理事 降矢 敬義君(土屋義彦君の補欠)	
	志苦 裕君	立君	理事 増田 盛君(堀内俊夫君の補欠)	
建設委員	建設委員	通信委員会	通信委員会	
辞任	辞任	理事 熊谷 弘君(鈴木省吾君の補欠)	理事 熊谷 弘君(鈴木省吾君の補欠)	
		建設委員会	建設委員会	
		理事 増田 盛君(堀内俊夫君の補欠)	理事 増田 盛君(堀内俊夫君の補欠)	
		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
法律案可決報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

運輸委員会に付託

大蔵委員会に付託

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案可決報告書

北西大西洋の漁業についての今後の多数国間の協力に関する条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

電波法の一部を改正する法律案可決報告書

教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
法律案可決報告書

外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案
法律案可決報告書

同日議長は、次の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書

一、事件の名称　國家行政組織及び國家公務員制度等に関する調査

一、目的 行政機構、國家公務員制度及び恩給制度等を調査検討し、もつて公務の民主的、かつ能率的運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十一月六日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称　國の防衛に関する調査

一、目的 わが国防衛体制上の諸問題を調査検討し、防衛庁及び自衛隊の運営に資する。

一、方法 関係方面から説明並びに意見を聴取し、資料の収集、実地調査等を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十一月六日

内閣委員長 古賀雷四郎

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 地方行政の改革に関する調査
一、目的 地方行政制度の改善、地方財政及び
地方税制の確立、警察、消防等の問題につい
て調査研究する。

一、方法 政府、地方公共団体その他関係方面
より意見聴取及び資料の収集並びに実地調査
を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求める。

昭和五十四年十二月六日

地方行政委員長 後藤 正夫

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 國際情勢等に関する調査

一、目的 現下の外交上の重要問題を調査研究
し、國際情勢の把握に努める。

一、方法 関係各方面から説明及び意見を聴取
するとともに資料を収集し、かつ、必要に応
じて現地調査を行う。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十
四条の三により承認を求める。

昭和五十四年十二月六日

外務委員長 石破 二朗

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 租税及び金融等に関する調査

一、目的 税制改正、金融政策の確立、国有財産の管理及び専売事業の適正なる運営等に資する。

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十一月六日

大蔵委員長 世耕 政隆

参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 教育、文化及び学術に関する調査

一、目的 教育制度、教育行政、教育財政、文化及び学術等の諸問題をつぶさに調査研究し、教育、文化及び学術の健全なる発展に資する。

一、方法 関係各方面から意見を聴取し、資料を収集し、かつ、必要に応じ実地調査を行いう。

一、期間 今期国会開会中

右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十四条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十一月六日

文教委員長 大島 友治
参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 産業貿易及び経済計画等に関する調査

一、目的 産業貿易、経済計画並びに技術振興等に関する諸問題について調査を行い、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係方面の意見を徴し、資料を収集し、必要に応じ実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十一条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十二月六日

商工委員長 斎藤 十朗
参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 運輸事情等に関する調査

一、目的 陸運、海運、航空、観光及び気象業務等の実情を調査し、これらの運営並びに組織等の改善強化に資する。

一、方法 政府及び関係各方面から実情を聽取するとともに資料を収集し、かつ、必要に応じて実地調査を行う。

一、期間 本期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十一条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十二月六日

商工委員長 斎藤 十朗
参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

一、目的 郵政事業及び電信電話事業並びにラジオ、テレビジョン放送その他電波に関する行政の運営状況を調査し、その適正なる運営に資する。

一、方法 関係者から意見を聴取し、資料の収集並びに実地調査等を行う。

一、期間 本期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十一条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十二月六日

通信委員長 矢田部 理
参議院議長 安井 謙殿

調査承認要求書

一、事件の名称 建設事業並びに建設諸計画に関する調査

一、目的 國土計画、都市計画、道路、河川、住宅等建設に関する諸問題について調査研究し、適切な諸施策の樹立に資する。

一、方法 関係官庁、民間諸団体等から計画、実施及び成果等につき、その実態及び意見を聴取するとともに、実地視察、資料の収集等を行う。

一、期間 本期国会開会中
右のとおり議決した。よつて参議院規則第七十一条の三により承認を求めます。

昭和五十四年十二月六日

商工委員長 斎藤 十朗
参議院議長 安井 謙殿

昭和五十四年十二月六日

参議院議長 安井 謙殿 建設委員長 浜本 万三

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
野口 忠夫君
丸谷 金保君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
多田 省吾君
藤原 房雄君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
矢原 秀男君
原田 立君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
小笠原貞子君
下田 京子君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
安武 洋子君
下田 京子君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
青木 薦次君
村田 秀三君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
丸谷 金保君
野口 忠夫君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
志吉 裕君
赤桐 操君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
中村 祐二君
吉田忠三郎君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
小野 明君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
小野 明君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
片岡 勝治君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
藤原 房雄君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
多田 省吾君

農林水産委員
内閣委員
辞任
補欠
案納
吉田忠三郎君
渡辺 武君

社会労働委員

参議院議長 安井 謙殿 辞任
安武 洋子君
小笠原貞子君
補欠

参議院議長 安井 謙殿 辞任
野口 忠夫君
丸谷 金保君
藤吾君
坂倉 藤吾君
立君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
多田 省吾君
藤原 房雄君
原田 立君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
矢原 秀男君
下田 京子君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
青木 薦次君
村田 秀三君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
丸谷 金保君
野口 忠夫君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
赤桐 操君
志吉 裕君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
吉田忠三郎君
坂倉 藤吾君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
吉田忠三郎君
原田 立君

参議院議長 安井 謙殿 辞任
吉田忠三郎君
吉田忠三郎君

<p>建設委員会</p> <p>辞任 上田耕一郎君 補欠 山中郁子君</p> <p>本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>公職選挙法改正に関する特別委員</p> <p>辞任 補欠 内藤功君 佐藤昭夫君</p> <p>本日委員会において選任した理事は次のとおりである。</p> <p>文教委員会</p> <p>理事 小巻敏雄君 (小巻敏雄君の補欠) 商工委員会</p> <p>理事 安武洋子君 (安武洋子君の補欠)</p> <p>本日委員長から次の報告書が提出された。</p> <p>民法及び民法施行法の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>土地家屋調査士法の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書</p> <p>地方行政委員会請願審査報告書(第一号)</p>	<p>文教委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>農林水産委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>商工委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>建設委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>沖縄及び北方問題に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>公職選挙法改正に関する特別委員会請願審査報告書(第一号)</p> <p>内閣委員会</p>	<p>昭和五十四年十二月十一日</p> <p>農林水産委員長 峰山昭範 法務委員長 峯山昭範 農林水産委員会 一七号)</p> <p>参議院議長 安井謙殿 内閣委員会</p> <p>本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。</p> <p>一、昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する調査</p> <p>本日議長は、次の調査承認要求を承認した。</p> <p>一、昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する調査</p> <p>一、目的 法務、検察及び裁判の民主的能率的運営をはかるため、これを推進改善するよう全般的検討を加えるとともに、人権侵犯その他個々の重要な問題について適切な措置を講ずる。</p> <p>一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公企事業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)</p> <p>一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)</p> <p>一、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)</p> <p>一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件</p> <p>本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。</p> <p>一、昭和四十四年度以後における私立学校教員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案</p>
--	---	--

する調査	電波に関する調査
一、國の防衛に関する調査	建設委員会
地方行政委員会	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
一、地方行政の改革に関する調査	予算委員会
法務委員会	一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会	一、検察及び裁判の運営等に関する調査
大蔵委員会	一、国際情勢等に関する調査
文教委員会	一、租税及び金融等に関する調査
社会労働委員会	一、教育、文化及び学術に関する調査
農林水産委員会	一、労働問題に関する調査
商工委員会	一、社会保障制度等に関する調査
通航委員会	一、災害対策特別委員会
物価等対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	航空機輸入に関する調査特別委員会 一、航空機輸入に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日議員から次の質問主意書が提出された。
電気自動車の開発普及促進に関する質問主意書 (塙田啓典君提出)	千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第五次延長に関する千九百七十九年の議定書の締結について承認を求めるの件
沖縄県のつぶれ地(未買収道路用地)に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書(喜屋武真榮君提出)
在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書(喜屋武真榮君提出)	在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書(喜屋武真榮君提出)
本日次の質問主意書を内閣に転送した。 歸化許可者に対する国民年金適用等に関する再質問主意書(二宮文造君提出)	本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
電気自動車の開発普及促進に関する質問主意書 (塙田啓典君提出)	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
沖縄県のつぶれ地(未買収道路用地)に関する質問主意書(喜屋武真榮君提出)	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
在日米軍基地内の貯油施設に関する再質問主意書(喜屋武真榮君提出)	外務省設置法の一部を改正する法律案
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
教育交流計画に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
郵政事業及び電気通信事業の運営並びに科学技術振興対策樹立に関する調査	電波法の一部を改正する法律案

法律等の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）	二、農林水産政策に関する調査 商工委員会
二、地方行政の改革に関する調査	一、産業貿易及び経済計画等に関する調査 運輸委員会
法務委員会	一、検察及び裁判の運営等に関する調査 外務委員会
一、國際情勢等に関する調査	一、国際情勢等に関する調査 大蔵委員会
一、租税及び金融等に関する調査	一、租税及び金融等に関する調査 文教委員会
職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）	一、昭和四十四年度以後における私立学校教育委員会
二、教育、文化及び学術に関する調査	一、昭和五十四年度以後における法律案（閣法第一七号）
社会労働委員会	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査 予算委員会
一、社会保障制度等に関する調査	一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査 建設委員会
二、労働問題に関する調査	一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会
農林水産委員会	一、昭和五十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十一年度国税収納金整理資金受払計算書
一、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）	一、昭和五十一年度政府関係機関決算書
計算書	一、昭和五十一年度国有財産無償貸付状況総
本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。	一、政治亡命者保護法案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第一号） 二、国籍法の一部を改正する法律案（土井たか子君外六名提出、第八十九回国会衆法第一号）

<p>一、税制に関する件</p> <p>二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件</p> <p>三、労使関係の基本施策に関する件</p> <p>四、日本国有鉄道の経営に関する件</p>
<p>三、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第三号）</p> <p>四、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第四号）</p> <p>八十九回国会衆法第五号）</p> <p>五、刑法の一部を改正する法律案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第五号）</p> <p>六、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（横山利秋君外五名提出、第八十九回国会衆法第六号）</p> <p>七、裁判所の司法行政に関する件</p> <p>八、法務行政及び検察行政に関する件</p> <p>九、国内治安及び人権擁護に関する件</p> <p>外務委員会</p> <p>一、国際情勢に関する件</p> <p>二、日本専売公社法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）</p> <p>二、税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）</p> <p>三、国の会計に関する件</p>
<p>五、関税に関する件</p> <p>六、金融に関する件</p> <p>七、証券取引に関する件</p> <p>八、外国為替に関する件</p> <p>九、国有財産に関する件</p> <p>一〇、専売事業に関する件</p> <p>一一、印刷事業に関する件</p> <p>一二、造船事業に関する件</p> <p>文教委員会</p> <p>一、オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案（内閣提出第一二号）</p> <p>二、文教行政の基本施策に関する件</p> <p>三、学校教育に関する件</p> <p>四、社会教育に関する件</p> <p>五、農林水産金融に関する件</p> <p>五、農林漁業災害補償制度に関する件</p> <p>五、電波監理及び放送に関する件</p>
<p>農林水産委員会</p> <p>一、農林水産業の振興に関する件</p> <p>二、農林水産物に関する件</p> <p>三、農林水産業団体に関する件</p> <p>四、農林水産金融に関する件</p>
<p>通信委員会</p> <p>一、通信行政に関する件</p> <p>二、郵政事業に関する件</p> <p>三、郵政監察に関する件</p> <p>四、電気通信に関する件</p>
<p>商工委員会</p> <p>一、通商産業の基本施策に関する件</p> <p>二、中小企業に関する件</p> <p>三、資源エネルギーに関する件</p> <p>四、特許及び工業技術に関する件</p> <p>五、経済の計画及び総合調整に関する件</p> <p>六、私的独占の禁止及び公正取引に関する件</p> <p>七、鉱業と一般公益との調整等に関する件</p>
<p>建設委員会</p> <p>一、建設行政の基本施策に関する件</p> <p>二、都市計画に関する件</p> <p>三、河川に関する件</p> <p>四、道路に関する件</p> <p>五、住宅に関する件</p> <p>六、建築に関する件</p> <p>七、国土行政の基本施策に関する件</p>
<p>予算委員会</p> <p>一、予算の実施状況に関する件</p>
<p>決算委員会</p>

昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十二年度国税収納金整理資金受払

計算書

昭和五十二年度政府関係機関決算書

二、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額

項

総計算書

三、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況總

計算書

四、会計検査院法の一部を改正する法律案

(新村勝雄君外三名提出、衆法第一号)

五、歳入歳出の実況に関する件

六、国有財産の増減及び現況に関する件

七、政府関係機関の経理に関する件

八、国が資本金を出資している法人の会計に

関する件

九、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨

励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失

補償等の財政援助を与えているものの会計

に関する件

議院運営委員会

一、国会議員及び内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開に関する法律案（山口鶴

航空機輸入に関する件

一、沖縄及び北方問題に関する件

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、交通安全対策に関する件

一、公害対策並びに環境保全特別委員会

物価問題等に関する特別委員会

一、公害対策並びに環境保全に関する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、公職選挙法改正に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

一、航空機輸入に関する件
 本日内閣から、国際連合教育科学文化機関憲章第
 四条の規定による千九百七十八年の国際連合教育
 科学文化機関第二十回総会において採択された勧
 告に関する報告書を受領した。

男君外四名提出、第八十九回国会衆法第七
 号)

二、国会法等改正に関する件

三、議長よりの諮問事項

四、その他議院運営委員会の所管に属する事